# さいたま市水道局告示第63号

さいたま市水道局の発注する「老第3260号布設替工事」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月16日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
  - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
  - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
  - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
  - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
  - (1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市水道部設定)に基づく低入札価格調査を行う。
  - (2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
  - (3) 低価格入札者((2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。
    - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要 綱様式第1号)
    - イ 当該価格で入札した理由(同要綱様式第2号)
    - ウ 直接工事費に係る内訳書(同要綱様式第3号)
    - エ 共通仮設費に係る内訳書(同要綱様式第4号)
    - 才 下請予定業者等一覧表 (同要綱様式第5号)
    - カ 配置予定技術者名簿(同要綱様式第6号)
    - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (同要綱様式第7号)
    - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連) (同要綱様式第8号)
    - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (同要綱様式第9号)
    - コ 手持ち資材の状況(同要綱様式第10号)
    - サ 資材購入予定先一覧(同要綱様式第11号)
    - シ 手持ち機械の状況(同要綱様式第12号)
    - ス 機械リース元一覧(同要綱様式第13号)
    - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(同要綱様式第14号)
    - ソ 誓約書(同要綱様式第15号)
    - タ 社会保険等への加入状況届 (様式第16号)
  - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を管財課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
  - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

### 8 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

	]整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 3							
	」方法	一般競争入札(電子)							
	1形態	単体企業							
工事		老第3260号布設替工事							
	場所	さいたま市中央区桜丘2-8-16~2-8-19 外1か所							
履行	<sup>于</sup> 期間	契約確定の日から令和5年1月20日まで							
概要	į	布設工事							
		φ 250 mm DIP (GX-1E) 4 m							
		φ100 mm DIP(GX-1E) 40 m 仕切弁 1 台							
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 10 m 仕切弁 1 台							
		φ 50 mm SSP 36 m 排水栓 1 基							
		給水管取付替 25 件 対象戸数 30 戸							
		仮給水工事							
		φ 200 mm L=31 m φ 75 mm L=101 m φ 50 mm L=53 m							
7 4	→ /m² +/→ / 11¼ \ 1	昼夜間工事							
	(税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	]申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から							
- t.r		令和4年5月27日(金)午後5時まで							
人利	上書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から							
	II =	令和4年6月 2日(木)午後5時まで							
開札	」の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室							
	to take my lab ville over take	令和4年6月3日(金) 午前9時30分							
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級							
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名							
資		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載							
格		された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
·		に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
		(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注							
		した口径75㎜以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管又は、口径50㎜以							
		上のステンレス管の上水道管布設工事を元請として、総延長で50m							
		以上完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の							
		場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。							
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した。「工事会は怜本は思みび工事は待該会は思済知書」の「認会よう計							
		た「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計 」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、							
	りた相ばフょの	当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの								
	以外に提出を要								
	する書類 閲覧等の方法及	電子配布							
設									
計	び開始期日 質問受付期間	令和 4 年 5 月 1 6 日 (月) から   令和 4 年 5 月 1 6 日 (月) 午前 9 時から							
図書	負同文刊 期间								
等	質問回答期日	令和 4 年 5 月 2 3 日 (月) 午後 5 時まで   令和 4 年 5 月 2 6 日 (木)							
.,	頁问凹合朔口	¬和4平5月20日 (水)							
保証	E金及び支払方法	○ 八札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有							
		証金   正金							
その	)他	本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件							
		である。							
工事	担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16							
		さいたま市水道局給水部南部水道建設課							
		電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3							
契約	]担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6							
		さいたま市水道局業務部管財課							
		電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0							
_									

契約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 9						
_	方法	一般競争入札(電子)						
	形態	単体企業						
工事		老第3420号布設替工事						
	場所	さいたま市浦和区岸町2-9-13~3-9-2						
	期間	契約確定の日から令和5年2月27日まで						
概要		布設工事   + 100 mm   DID(CV-1E)   540 mm   仕切かの台   History 1 台   History 1 台						
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 549 m 仕切弁 9 台 排水弁 1 台 排水栓 1 基   消火栓 3 基						
		桁入柱 3 塞   給水管取付替 67 件   対象戸数 116 戸						
		個別目取得有 07 F						
		仮相 水 上 事   φ 75 mm						
		φ 75 mm L=595 m 昼間工事						
<b>玄</b>	年校 (税37)							
	価格 (税込)	事後公表						
_	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から						
- 11		令和4年5月27日(金)午後5時まで						
人札	書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から						
HH 1:	_ 10 =2 = 10 = 11	令和4年6月 2日 (木) 午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6   さいたま市水道局 2 F 入札室						
	E EE	令和4年6月3日(金) 午前9時35分						
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事						
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で						
資		あること。						
格		1 管工事業 A級						
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名						
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登						
		載された者であり、かつ、当該業種で令和2年度又は令和3年度のさい						
		たま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和2年1月1日						
		から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の						
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計(共						
		同企業体での実績は除く)」の2件以上の平均点が76点以上であるこ						
		<u>と。</u> なお、該当者については、入札情報公開システムに掲載する「令和						
		4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について(PDF)						
		」(当案件「発注情報閲覧」内「発注図書ファイル3」)を参照するこ						
		と。						
		2 土木工事業の許可						
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規						
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記						
		に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と						
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を						
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、						
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の						
		写しを提出すること。						
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した						
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」						
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当						
		該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
	以外に提出を要							
	する書類							
設	閲覧等の方法及	電子配布						
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から						
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から						
書		令和4年5月23日(月)午後5時まで						
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)						
		<u>I</u>						

契約整理番号	2 2 9 9	2 2 9 9 0 3 0 1 9						
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案 件である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3102							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局業務部管財課 電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0							

· ·		
	整理番号	2 2 9 9 1 8 0 0 3
入札	. 方法	一般競争入札 (電子)
参加	形態	単体企業
工事	:名	自家発電設備更新工事(南下新井配水場)(2債)
工事	場所	さいたま市岩槻区南下新井907-8(南下新井配水場内)
履行	. 期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで
概要	i	搭載型発電装置 1式
.,,,,,		排気消音器 1式
		排風消音器 1式
		給気消音器 1式
		地下燃料タンク 1式
		燃料小出槽 1式
		燃料移送ポンプ 2 台
		黒煙除去装置   1式
		自家発補機盤 1式
		仮設発電装置
		仮設
<b>→</b> /-	+ /m² +/a / 424 > 1 \	仮設燃料タンク 1式
	(	事後公表
	基準価格	設定する(失格基準有)
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から
		令和4年5月27日(金)午後5時まで
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室
		令和4年6月3日(金) 午前11時30分
参	名簿登載業種等	電気工事業 A級
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名
資		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載
格		された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記
		に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること
		(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注
		した、上水道浄水場、上水道配水場、下水道処理場、下水道ポンプ場
		のいずれかの自家発電設備(高圧以上)又は受配電設備(高圧以上)
		の更新工事又は、設置工事を元請として完成させた実績があること。
		(共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上
		のものに限る。)
		(2) 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において通知し
		た「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計
		」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、
		当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの	_
	以外に提出を要	
	する書類	
÷л.	閲覧等の方法及	電子配布
設計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から
図		
書	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から
等	22 HB 44 ''-	令和4年5月23日(月)午後5時まで
	質問回答期日	令和4年5月26日(木)

契約整理番号	2 2 9 9	1 8 0 0	3					
保証金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
	証金		証金					
その他	本工事は	債務負担	行為該当	案件である	る。また、	本工事に	おける前	払金等
	は契約日	以降に請	求できる。	。なお、こ	L事の年害	額につい	ては特記	仕様書
	を参照すること。							
工事担当課	さいたま	さいたま市浦和区常盤 6-14-16						
	さいたま市水道局給水部水道施設建設課							
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 4							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16							
	さいたま	さいたま市水道局業務部管財課						
	電話 0 4	8 - 71	4 - 3 0	8 0				

±n 44	±4 = = = = = = = = = = = = = = = = = = =									
	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 4								
	. 方法	一般競争入札 (電子)								
	形態	単体企業								
工事		老第3408号布設替工事								
	場所	さいたま市中央区八王子4-10-11~4-10-14								
履行	期間	契約確定の日から令和4年9月26日まで								
概要	•	布設工事								
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 76 m 仕切弁 2 台 排水栓 1 基								
		給水管取付替 10 件 対象戸数 17 戸								
		仮給水工事								
		φ 75 mm L=84 m								
		昼間工事								
予定	(	事後公表								
最低	:制限価格	設定する								
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から								
		令和4年5月27日(金)午後5時まで								
入札	書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から								
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで								
開相	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6   さいたま市水道局 2 F 入札室								
1013 12		令和 4 年 6 月 3 日 (金) 午後 1 時 4 5 分								
	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事								
参加	日时业熟末准寸	事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で								
加資		あること。								
自解格		<b>か</b> ること。								
1127										
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名								
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登								
		載された者であること。								
		2 土木工事業の許可								
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規								
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。								
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区又は緑区に本店を有しているこ								
		と。								
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記								
		に示す要件を満たすこと。								
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。								
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と								
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を								
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、								
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の								
		写しを提出すること。								
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した								
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」								
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当								
		該通知書の通知日を基準とする。								
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し								
	以外に提出を要									
	する書類									
∌ль	閲覧等の方法及	電子配布								
設計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から								
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から								
書	251142514774104	令和4年5月23日(月)午後5時まで								
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)								
/m -										
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有   まな								
7 -	114	証金								
その	1世	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象								
		案件である。								
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工								
	to the second	事に該当する。								
工事	担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16								
		さいたま市水道局給水部南部水道建設課								
		電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2								
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16								
Ì		さいたま市水道局業務部管財課								
		電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0								

±n 44	, 散 電 巫 口								
	]整理番号	229904001							
	力法	一般競争入札(電子)							
	1形態	単体企業							
工事		災害用貯水タンク液状化対策(大久保東小学校)工事							
工事	場所	さいたま市桜区大久保領家 3 3 1							
履行	期間	契約確定の日から令和4年10月31日まで							
概要		大久保東小学校 薬液注入工事 123 m³							
予定	(低格(税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	]申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から							
		令和4年5月27日(金)午後5時まで							
入札	上書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から							
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで							
開札	」の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室							
		令和4年6月3日(金) 午後1時50分							
参	名簿登載業種等	とび・土工工事業 A級							
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名							
資		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載							
格		された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
		に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注のとび・土工工事について、本公告日以前3箇月において通知							
		した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計							
		」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当							
		該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの								
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	電子配布							
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から							
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から							
書	2117771114	令和4年5月23日(月)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)							
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有							
РИЧНЫ		証金							
その	) 他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事							
		に該当する。							
工事	1担当課	さいたま市北区東大成町 2 - 4 4 5 - 1							
'		さいたま市水道局給水部維持管理課							
		電話048-788-2319							
契約	]担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16							
		さいたま市水道局業務部管財課							
		電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0							
L									

# さいたま市水道局告示第64号

さいたま市水道局の発注する「老第3437号布設替工事」ほか11件の一般競争入札について、 次のとおり公告する。

令和4年5月16日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止 の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいた ま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
- ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
- ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) が した当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
- ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3437号布設替工事
,,,,,,,	イ 老第3510号布設替工事
	ウ 老第3409号布設替工事
	工 老第3426号布設替工事
	才 老第3429号布設替工事
	力 老第3436号布設替工事
	キ 老第3501号布設替工事
	ク 老第3432号布設替工事
	ケ 老第3449号布設替工事
	コ 老第3435号布設替工事及び拡第5123号配水支管布設工事
	サ 老第3413号布設替工事
	シ 老第3503号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、
	キ、ク、ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。
	・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ、
	ク、ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。
	・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事工、オ、カ、キ、ク、
	ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。
	・ 対象工事工の落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ、ク、ケ、
	コ、サ及びシの入札は無効とする。
	・ 対象工事才の落札候補者が行った対象工事カ、キ、ク、ケ、コ、サ
	及びシの入札は無効とする。
	・ 対象工事力の落札候補者が行った対象工事キ、ク、ケ、コ、サ及び
	シの入札は無効とする。
	・ 対象工事キの落札候補者が行った対象工事ク、ケ、コ、サ及びシの
	入札は無効とする。
	・ 対象工事クの落札候補者が行った対象工事ケ、コ、サ及びシの入札
	は無効とする。
	・ 対象工事ケの落札候補者が行った対象工事コ、サ及びシの入札は無
	効とする。
	・ 対象工事コの落札候補者が行った対象工事サ及びシの入札は無効と
	する。
	・ 対象工事サの落札候補者が行った対象工事シの入札は無効とする。

契約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 3								
		一般競争入札(電子)								
	形態	単体企業								
工事	:名	老第3437号布設替工事								
工事	場所	さいたま市桜区町谷3-7-2~3-18-1								
履行	期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで								
概要		布設工事								
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 559 m 仕切弁 9 台 消火栓 4 基								
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 10 m 仕切弁1台								
		給水管取付替 45 件 対象戸数 139 戸								
		仮給水工事								
		φ 75 mm L=613 m								
		昼間工事								
	価格 (税込)	事後公表								
	制限価格	設定する								
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から								
- L.I		令和4年5月27日(金)午後5時まで								
/\ ^L	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から								
11年 11	の場所及び日時	令和4年6月 2日(木)午後5時まで さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室								
刑 作L 	.の場別及の口時	令和4年6月3日(金) 午前9時40分								
<del></del>	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事								
参	石 傳 豆 戦 未 悝 守	事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で								
加資		あること。								
		1 管工事業 A級								
"		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名								
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登								
		載された者であること。								
		2 土木工事業の許可								
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規								
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。								
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。								
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記								
		に示す要件を満たすこと。								
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。								
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と								
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を								
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、								
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の								
		写しを提出すること。								
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した								
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」								
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当								
1	2に掲げるもの	該通知書の通知日を基準とする。 さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し								
	以外に提出を要	でいたよ 川 小 垣 川 相 足 和 小 表 直 工 事 事 来 有 証 の 子 し								
	以外に旋山を安   する書類									
<b>⊐</b> n.	閲覧等の方法及	電子配布								
設計	一、関 見 中 り 万 仏 及	令和4年5月16日(月)から								
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から								
書	24 124 V 14 794 184	令和4年5月16日(月)午前9時から   令和4年5月23日(月)午後5時まで								
等	質問回答期日	令和 4 年 5 月 2 6 日 (木)								
/□ =-										
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有   Impact   1 を								
		証金								

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 3
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

却欽	整理番号	2 2 9 9	0301	2						
		2 2 9 9 0 3 0 1 2 一般競争入札 (電子)								
	.刀伍 I形態	一般 親								
		老第3510号布設替工事								
工事						1.1 mm				
	場所	さいたま市南区根岸 1 - 2 3 - 1 8 ~ 神明 1 - 1 0 - 8								
	期間			令和5年	3月2日3	まで				
概要		布設工事								
					m 仕切					
		φ 100 mm	DIP (GX-	-1E) 537	'm 仕切	弁 14 台	排水弁2	台 排水	栓 1 基	
		消火栓 1	基							
		給水管取	付替 72 個	井 対象戸	「数 104 戸					
		仮給水工	:事							
		φ 200 mm	$L=30  \mathrm{m}$	φ 75 mm	L=578m					
		昼間工事		•						
予定	価格 (税込)	事後公表								
	制限価格	設定する								
	申請受付期間			п ( <del>П</del> )	午前9時2	5 × Č				
多加	中间文门别间									
-1 Ti	李相川#明				午後5時					
八札	.書提出期間				午前9時2					
пн	- III = 2 T 1				午後5時			·	→ 11 .1.	
開札	の場所及び日時						とま市水道	L局 2 F	人札室	
					午前9時4					
参	名簿登載業種等						<b></b>		,	
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、カ	かつ、下記	己の条件を	全て満た	す者で	
資		あること	0							
格		1 管工	事業 A	級						
					<ul><li>4年度の</li></ul>	りさいたま	ま 市競争入	札参加資	格者名	
							1 に示す業			
			者である							
			工事業の							
					 注 (昭和 ·	2 4 年 注 4	ま第100	是) 笙3	多の相	
							ている者で			
	 所在地区分				<del>以来の前り</del> しているこ		( V ) A (	W 2 C C	0	
	別任地区刀						1 注 古 光 記	っきたw	38 T. ≢⊓	
					名 涄に 豆耳	以されに日	申請事業所	「の所仕地	ル上記	
	46		件を満た		2 2	<b>7</b> - 1				
	施工実績等				たしている		!!» -!-	u. m	H 3116 - Hr 3	
							指定給水			
							造又は撤			
		1					し、(配)			
		老朽?	管布設替日	匚事及びり	1回し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の	
		写し	を提出する	ること。						
		(2) 本	市発注の領	ぎ工事につ	ついて、本	公告日以	前3箇月	において道	通知 した	
		L II:	事完成検査	<b>査結果及て</b>	ドエ事成績	評定結果	通知書」	の「評定点	点合計」	
		が 6	5点を下回	回っていた	さいこと。	なお、期	間の算定	に当たって	ては、当	
		該通:	知書の通知	旧日を基準	生とする。					
1	2に掲げるもの	さいたま	市水道局	指定給水	装置工事	事業者証0	り写し			
	以外に提出を要									
	する書類									
∌л	閲覧等の方法及	電子配布	i							
設計	び開始期日			日 (月)	から					
計     び開始期日     令和4年5月16日(月)から       図     質問受付期間     令和4年5月16日(月)午前9時か					j. 6					
書	東四人日別旧									
等	 質問回答期日	令和 4 年 5 月 2 3 日 (月) 午後 5 時まで   令和 4 年 5 月 2 6 日 (木)								
	貝미四谷栁廿		- U A Z O	H (/\)						
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有	
		証金		証金						

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 2
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 1					
入札方法		一般競争入札 (電子)					
参加形態		単体企業					
工事名		老第3409号布設替工事					
工事	場所	さいたま市中央区大戸6-5-9~6-11-21					
	·期間	契約確定の日から令和5年2月16日まで					
概要		布設工事					
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 422 m 仕切弁 10 台 排水弁 2 台 消火栓 2 基					
		$\phi$ 75 mm DIP(GX-1E) 3 m					
		給水管取付替 59 件 対象戸数 125 戸					
		仮給水工事					
		φ 100 mm L=59 m φ 75 mm L=418 m					
		昼間工事					
	価格 (税込)	事後公表					
	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から					
- L.I		令和4年5月27日(金)午後5時まで					
/\ ^L	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から					
11年 11	の場所及び日時	令和4年6月 2日(木)午後5時まで   さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室					
刑 作L 	.の場別及の口時	令和4年6月3日(金) 午前9時50分					
	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事					
参	1 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で					
加   資		あること。					
格格		1 管工事業 A級					
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名					
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登					
		載された者であること。					
		2 土木工事業の許可					
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規					
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記					
		に示す要件を満たすこと。					
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と					
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を					
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、					
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の					
		写しを提出すること。					
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した 「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」					
		「工事元成快宜福米及び工事成績評定福米理知書」の「評定息告訂」「 が 6 5 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当					
		該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し					
	以外に提出を要	とくたよりが追加品に相が設置工事事業品皿の手も					
	する書類						
∌ль	閲覧等の方法及	電子配布					
設計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から					
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から					
書		令和4年5月23日(月)午後5時まで					
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)					
但. 訂	 [金及び支払方法	○					
水祖	亚汉 5 义 44 万 伍						
L		HILL IV.					

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 1
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b>契</b> 約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 8					
入札方法		一般競争入札 (電子)					
参加形態		単体企業					
工事名		老第3426号布設替工事					
工事場所							
		さいたま市中央区上落合 6 - 8 - 1 4 ~ 6 - 1 3 - 2 8					
	· 期間 ·	契約確定の日から令和5年2月15日まで					
概要		布設工事					
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 510 m 仕切弁 10 台 排水弁 2 台 消火栓 1 基					
		給水管取付替 63 件 対象戸数 146 戸					
		仮給水工事					
		φ 75 mm L=535 m					
		昼間工事					
	(税込)	事後公表					
	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から					
		令和4年5月27日(金)午後5時まで					
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から					
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室					
		令和4年6月3日(金) 午前9時55分					
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事					
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で					
資		あること。					
格		1 管工事業 A級					
"		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名					
		(以下「資格者名簿」という。) に、上記1に示す業種及び等級で登					
		載された者であること。					
		2 土木工事業の許可					
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規					
	1: 11 N	定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記					
		に示す要件を満たすこと。					
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と					
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を					
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、					
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の					
		写しを提出すること。					
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した					
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」					
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当					
		該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し					
	以外に提出を要						
	する書類						
⇒n.	閲覧等の方法及	電子配布					
設計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から					
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から					
書	貝門又门栁間	令和 4 年 5 月 2 3 日 (月) 午					
等	質問回答期日	令和4年5月23日 (月) 干後5時まで 令和4年5月26日 (木)					
L	月月四台朔日	77年4年3月20日(小)					
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有					
		証金					

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 8
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

刧삸	敕 冊 釆 早	2 2 0 0	0 2 0 0	7					
契約整理番号 入札方法		229903007							
		一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業   老第3429号布設替工事							
工事名					2 2 2				
	場所				23 - 9		<u> </u>		
	· 期間	契約確定の日から令和5年2月27日まで							
概要	Į.	布設工事		.=\		6 <b>-</b> 6 3	- AL L M	+-	
					m 仕切		肖火栓 2 基	Ł	
		1 '			m 仕切				
				中 対象月	「数 137 戸				
		仮給水工							
			L=406m	φ75 mm	L=50 m				
	- f 17: / - / - / - / - /	昼間工事							
	(税込)	事後公表							
	制限価格	設定する 令和4年5月23日(月)午前9時から							
参加	1申請受付期間								
					午後5時3				
入札	上書提出期間				午前9時2				
					午後5時				
開札	」の場所及び日時				14 - 16		とま市水道	[局 2 F	入札室
					午前10日				
参	名簿登載業種等				で定めるる				
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、カ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で
資		あること							
格			事業 A						
		本公告日	において	、令和3	· 4年度	のさいたま	ミ市競争入	、札参加資	格者名
		簿(以下	「資格者	名簿」と	いう。)り	こ、上記 1	に示す業	種及び等	級で登
		載された	.者である	こと。					
		2 土木	工事業の	許可					
		本公告日	において	、建設業	法 (昭和:	2 4 年法律	第100	号)第3	条の規
		定による	、上記2	に示す建	設業の許可	可を受けて	こいる者で	あること	0
	所在地区分	さいたま	市内に、	本店を有	しているこ	こと。			
		本公告日	において	、資格者	名簿に登載	載された申	請事業所	の所在地	が上記
		に示す要	件を満た	すこと。					
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。			
		(1) 本:	公告日にお	さいて、平	成24年	度以降に	指定給水	装置工事事	事業者と
		して、	本市内は	こおいて糸	水装置の	新設、改	造又は撤去	去工事の目	申請を
		し、き	完了させ カ	と実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、
		老朽	管布設替二	L事及び5	]回し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の
		写しる	を提出する	ること。					
		(2) 本市	市発注の管	管工事につ	いて、本	公告日以	前3箇月1	において道	通知 した
		LTi	事完成検査	査結果及で	ドエ事成績	評定結果	通知書」(	の「評定点	点合計」
		が 6	5 点を下回	回っていた	さいこと。	なお、期	間の算定り	に当たって	ては、当
		該通知	知書の通知	田日を基準	性とする。				
	2に掲げるもの	さいたま	市水道局	指定給水	装置工事	事業者証0	9年し		
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	電子配布	_			·			
計	び開始期日	令和4年	5月16	日 (月)	から				
図	質問受付期間	令和4年	5月16	日 (月)	午前9時2	5× B			
書		令和4年	5月23	日 (月)	午後5時	まで			
等	質問回答期日	令和4年	5月26	日 (木)					
/□ ==	 	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
木型	金及び支払方法	八 札 保 証金	九 lst	英 約 休 証金	女	刑並14	用	四刀扣	用
		叫立		皿 並				<u>l</u>	

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 7
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b>契</b> 約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 9					
入札方法		一般競争入札 (電子)					
参加形態		単体企業					
工事名		老第3436号布設替工事					
工事場所							
		さいたま市桜区西堀6-7-52~6-17-15					
	· 期間 ·	契約確定の日から令和5年2月7日まで					
概要		布設工事					
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 538 m 仕切弁 10 台 排水弁 1 台 消火栓 2 基					
		給水管取付替 41 件 対象戸数 116 戸					
		仮給水工事 4 100 mm J = 16 mm J = 520 mm J = 50 mm J = 10 mm					
		φ 100 mm L=16 m φ 75 mm L=529 m φ 50 mm L=10 m					
		昼間工事					
	(税込)	事後公表					
	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から					
		令和4年5月27日(金)午後5時まで					
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から					
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室					
		令和4年6月3日(金) 午前10時05分					
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事					
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で					
資		あること。					
格		1 管工事業 A級					
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名					
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登					
		載された者であること。					
		2 土木工事業の許可					
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規					
-	マナルロハ	定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記					
	11	に示す要件を満たすこと。					
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と					
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を					
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、					
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の					
		写しを提出すること。					
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した					
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」					
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当					
		該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し					
	以外に提出を要						
	する書類						
設	閲覧等の方法及	電子配布					
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から					
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から					
書	22142214774164	令和4年5月23日(月)午後5時まで					
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)					
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有					
		証金 証金 証金					

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 9
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b>契</b> 約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 6					
入札方法		一般競争入札 (電子)					
参加形態		単体企業					
工事名		老第3501号布設替工事					
工事場所							
		さいたま市浦和区仲町 4 - 2 - 1 2 ~ 4 - 8 - 2					
	· 期間 ·	契約確定の日から令和5年2月15日まで					
概要		布設工事					
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 500 m 仕切弁 9 台 排水弁 1 台 排水栓 2 基					
		給水管取付替 79 件 対象戸数 81 戸					
		仮給水工事 4.75 mm - L=520 m					
		φ 75 mm L=520 m					
		昼間工事					
	(税込)	事後公表					
	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から					
		令和4年5月27日(金)午後5時まで					
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から					
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室					
		令和4年6月3日(金) 午前10時15分					
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事					
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で					
資		あること。					
格		1 管工事業 A級					
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名					
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登					
		載された者であること。					
		2 土木工事業の許可					
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規					
-	マナル 巨 ハ	定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記					
	11	に示す要件を満たすこと。					
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と					
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を					
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、					
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の					
		写しを提出すること。					
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した					
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」					
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当					
		該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し					
	以外に提出を要						
	する書類						
設	閲覧等の方法及	電子配布					
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から					
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から					
書	22142214774104	令和4年5月23日(月)午後5時まで					
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)					
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有					
		証金 証金 証金					

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 6
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b></b>	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 2						
入札方法		一般競争入札 (電子)						
参加形態		単体企業						
工事名		老第3432号布設替工事						
工事場所								
		さいたま市浦和区岸町5-6-1~5-9-14						
	· 期間 ·	契約確定の日から令和5年1月18日まで						
概要		布設工事						
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 416 m 仕切弁 7 台 排水弁 2 台 排水栓 1 基						
		給水管取付替 50 件 対象戸数 72 戸						
		仮給水工事						
		φ 75 mm L=449 m						
		昼間工事						
	(税込)	事後公表						
	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から						
		令和4年5月27日(金)午後5時まで						
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から						
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室						
		令和4年6月3日(金) 午前10時20分						
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事						
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で						
資		あること。						
格		1 管工事業 A級						
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名						
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登						
		載された者であること。						
		2 土木工事業の許可						
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規						
-	<b>武去以民八</b>	定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記						
	11	に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と						
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を						
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、						
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の						
		写しを提出すること。						
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した						
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」						
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当						
		該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
	以外に提出を要							
	する書類							
設	閲覧等の方法及	電子配布						
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から						
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から						
書	22142214774104	令和4年5月23日(月)午後5時まで						
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)						
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有						
		証金 証金 証金						

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 2
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 5
		一般競争入札 (電子)
参加形態		単体企業
工事名		老第3449号布設替工事
工事場所		さいたま市南区内谷2-10-4~2-12-7 外1か所
履行期間		契約確定の日から令和5年1月31日まで
概要		布設工事
似 <i>安</i> 		φ 100 mm DIP(GX-1E) 384m 仕切弁 5 台 消火栓 3 基
		φ 75 mm DIP (GX-1E) 8 m
		給水管取付替 51 件   対象戸数 373 戸
		仮給水工事
		$\phi$ 100 mm L=436 m $\phi$ 75 mm L=70 m $\phi$ 50 mm L=17 m
		昼間工事
予定価格(税込)		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和4年5月23日(月)午前9時から
	1 413 20 14 223 114	令和4年5月27日(金)午後5時まで
入札書提出期間		令和4年5月30日(月)午前9時から
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室
		令和4年6月3日(金) 午前10時25分
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事
加	77.14 == 77.711 == 1	事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で
資		あること。
格		1 管工事業 A級
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登
		載された者であること。
		2 土木工事業の許可
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記
		に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の
		写しを提出すること。
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当
		該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し
	以外に提出を要	
	する書類	
設計図書	閲覧等の方法及	電子配布
	び開始期日	令和4年5月16日(月)から
	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から
		令和4年5月23日(月)午後5時まで
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)
保証	 金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
6.14 HTT		証金 証金

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 5
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

却糸	]整理番号	2299	0 3 0 0	1					
			+ 入札 (電						
				1)					
参加形態単体企業工事名老第3435号布設替工事及び拡気					T ~ N LL ##	- 1 0 0 5	7 7 1	· <del></del>	
工事									
	場所	さいたま	市桜区山	久保1-	$6 - 1 \ 0$	$\sim 1 - 1 2$	2-1 外	・1 か所	
履行	期間	契約確定	どの日から	令和5年	1月30日	目まで			
概要	į	布設工事	F						
		$\phi$ 100 mm	DIP (GX-	-1E) 377	'm 仕切	弁 5 台 扌	排水弁1台	計 排水栓	1 基
		消火栓 2	基						
		$\phi$ 75 mm	DIP (GX-	-1E) 30	m 仕切	弁1台 扌	排水栓 1 基	<u>ŧ</u>	
		給水管販	7付替 51 位	生 対象戸	三数 164 戸				
		仮給水工		, ,,,,,,,,	<i>&gt;</i> , ,				
			L=395m						
		昼間工事							
고 수	(税込)	事後公表							
	制限価格	設定する		- / - ·	F-24: 0 =1: :	. >			
参加	]申請受付期間				午前9時2				
					午後5時				
入札	. 書提出期間				午前9時2				
					午後5時				
開札	」の場所及び日時	さいたま	市浦和区	常盤 6 -	14 - 16	3 さいた	たま市水道	[局 2 F	入札室
		令和4年	6月3日	(金)	午前10日	寺30分			
参	名簿登載業種等	本公告日	において	、政令等	で定めるる	さいたます	<b></b> 市水道局指	定給水装	置工事
加	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						己の条件を		
資		あること		//4 0. 0		, ,	_ , ,,,,,	,,	, ,
格格			.事業 A	級					
''					• 4 年 度 6	りょいをす	 ま市競争入	<b>划                                    </b>	枚老夕
							┗ 凧 焼 サハ 1 に示 す業		
					v , ) 。 ) (	- 、 上 iii 1	Lに小り未	性及い守	放く豆
		1	者である						
			工事業の		)			→ \ 444 -	
							津第100		
							ている者で	あること	0
	所在地区分				しているこ				
		本公告日	において	、資格者	名簿に登載	載された申	申請事業所	の所在地	が上記
		に示す要	俘件を満た	すこと。					
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。			
		(1) 本:	公告目には	おいて、平	成24年	度以降に	指定給水	装置工事事	事業者と
							造又は撤		
		し、	完了させ カ	た実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	2工事、
		老朽	一. 管布設替	L.事及びも	同し工事	に伴うも	のを除く。	) その目	申請書の
			を提出する		, , , , , ,	1-11 > 0		, , ,	1 111 11 1
				-	かって 木	公告日以	前3箇月	においてi	新知1.た
							通知書」(		
							間の算定し		
					-	なわ、効	明の昇足り	にヨたり	くは、ヨ
1	0 12 相 ) 2 7 3 0		知書の通知			古米 ポープ・マー	n 伊 l		
	2に掲げるもの	さいたま	: 巾水追局	疳疋紿水	装置工事	₱兼有訨(	ソチし		
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	電子配布							
計	び開始期日		5月16						
図	質問受付期間	令和4年	5月16	日 (月)	午前9時2	126			
書		令和4年	5月23	日 (月)	午後5時	まで			
等	質問回答期日	令和4年	5月26	日 (木)					
/□ ∌¬	·	入札保	免除	契約保	要	前 <b>夕</b> #/	有	立( 乙 土/	有
1木 訨	金及び支払方法	ll '	允防	1	女	前金払	/月	部分払	行
		証金		証金	ĺ		L	<u> </u>	<u> </u>

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 0 4
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 6							
	· <u> </u>	一般競争入札(電子)							
	·····································	単体企業							
工事		老第3413号布設替工事							
	·場所	さいたま市緑区芝原 2-6-1~2-9-10							
	· 朔間	契約確定の日から令和4年11月29日まで							
概要		布設工事							
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 423 m 仕切弁 3 台 排水栓 1 基 消火栓 2 基   給水管取付替 18 件 対象戸数 19 戸							
		仮給水工事 4.75 mm 1-407m							
		φ 75 mm L=407 m 昼間工事							
고 수	・年牧 (投は)								
	(税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から							
		令和4年5月27日(金)午後5時まで							
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から							
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室							
		令和4年6月3日(金) 午前10時35分							
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事							
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で							
資		あること。							
格		1 管工事業 A級							
		本公告目において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名							
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登							
		載された者であること。							
		2 土木工事業の許可							
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規							
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
	// K / L / L / L / L / L / L / L / L /	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
		に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
	旭 上 大 槇 守	(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と							
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を							
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、							
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の							
		写しを提出すること。							
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した							
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」							
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当							
		該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
	以外に提出を要								
	する書類								
設 閲覧等の方法及 電子配布									
計   び開始期日   令和4年5月16日(月)から									
図 質問受付期間 令和4年5月16日(月)午前9時から									
書		令和4年5月23日(月)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)							
/□ ===	· 女 巫 マメ 士 キノ 士 ンナ								
1米 証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有     証金   証金							

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 6
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b>却</b> %	」整理番号 	2 2 0 0	0 2 0 1	5					
	」登垤番亏 方法	229903015 一般競争入札 (電子)							
		一般競爭人私 (電子) 単体企業							
	1形態			=10 ## -   #					
工事			0 3 号布						
	場所				$-3 \sim 2$		=		
	· 期間			令和4年	11月2	2 日まで			
概要		布設工事		\				± 334 1 14	
		φ100 mm DIP(GX-1E) 229 m 仕切弁1台 排水栓1基 消火栓1基   φ75 mm DIP(GX-1E) 22 m							
		給水管取付替 22 件 対象戸数 100 戸							
		仮給水工事							
		φ 75 mm L=270 m							
		昼間工事							
	(税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	1申請受付期間	1			午前9時2				
					午後5時				
入札	上書提出期間				午前9時7				
					午後5時				
開札	」の場所及び日時				14 - 1		とま市水道	[局 2 F	入札室
					午前10日				
参	名簿登載業種等				で定めるる				
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、フ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で
資		あること							
格			事業 A						
		本公告日	において	、令和3	· 4年度	のさいたま	ミ市競争入	、札参加資	格者名
		簿(以下	「資格者	名簿」と	いう。)り	こ、上記 1	に示す業	種及び等	級で登
		載された	者である	こと。					
		2 土木	工事業の	許可					
		本公告日	において	、建設業	法 (昭和:	2 4 年法律	第100	号)第3	条の規
		定による	、上記2	に示す建	設業の許可	可を受けて	こいる者で	あること	0
	所在地区分	さいたま	市内に、	本店を有	しているこ	こと。			
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
		に示す要	件を満た	すこと。					
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。			
		(1) 本:	公告日にま	さいて、平	成24年	度以降に	指定給水流	装置工事事	事業者と
		して、	、本市内は	こおいて糸	計水装置の	新設、改	造又は撤	去工事の目	申請を
		し、	完了させ#	と実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、
		老朽	管布設替二	□事及び5	回 し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の
		写し	を提出する	ること。					
		(2) 本市	市発注の智	曾工事につ	いて、本	公告日以	前3箇月1	において道	通知 した
		「工	事完成検査	<b>監結果及</b> て	『工事成績	評定結果	通知書」(	の「評定点	点合計」
		が 6	5 点を下回	回っていた	ないこと。	なお、期	間の算定り	に当たって	ては、当
		該通	知書の通知	旧日を基準	性とする。				
	2に掲げるもの	さいたま	市水道局	指定給水	装置工事	事業者証0	9年し		
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	電子配布	i			·			
計	び開始期日	令和4年	5月16	日 (月)	から				
図 質問受付期間 令和4年5月16日(月)午				午前9時7	5× B				
書		令和4年	5月23	日 (月)	午後5時	まで			
等	質問回答期日	令和4年	5月26	日 (木)					
/□ ==	 	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
木型	金及び支払方法	五元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 ·	允怀	英 約 保 証金	女	刑並14	行	四刀扣	1月
		皿 並		皿 並	<u> </u>			<u>l</u>	

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 5
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

## さいたま市水道局告示第65号

さいたま市水道局の発注する「老第3315号布設替工事」ほか7件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月16日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止 の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいた ま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
- ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
- ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) が した当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
- ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

### 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

# 別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3315号布設替工事
	イ 老第3440号布設替工事
	ウ 老第3462号布設替工事
	エ 老第3399号布設替工事及び拡第5119号配水支管布設工事
	才 老第3495号布設替工事
	力 老第3362号布設替工事
	キ 老第3470号布設替工事
	ク 老第3450号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、キ
	及びクの入札は無効とする。
	・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ及び
	クの入札は無効とする。
	・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事工、オ、カ、キ及びクの
	入札は無効とする。
	・ 対象工事工の落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ及びクの入札
	は無効とする。
	・ 対象工事オの落札候補者が行った対象工事カ、キ及びクの入札は無
	効とする。
	・ 対象工事力の落札候補者が行った対象工事キ及びクの入札は無効と
	する。
	・ 対象工事キの落札候補者が行った対象工事クの入札は無効とする。

却欽	整理番号	2 2 9 9	0 2 0 0	7					
_									
入札方法       一般競争入札(電子)         参加形態       単体企業									
	*加形態       単体企業         上事名       老第3315号布設替工事								
	場所				$-4 \sim 1$		1 4		
	期間			令和5年	3月10日	まで			
概要		布設工事							
							消火栓 2 基		
		φ 100 mm	DIP (GX-	-1E) 332	m 仕切	弁7台 注	消火栓 1 基	ŧ	
		1 '		-1E) 1					
				牛 対象戸	「数 102 戸				
		仮給水工	事						
		φ 100 mm	$L=280 \mathrm{m}$	$\phi$ 75 mm	$L=392 \mathrm{m}$	$\phi$ 50 mm	$L=7  \mathrm{m}$		
		昼間工事							
予定	価格 (税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
	申請受付期間			日 (月)	午前9時2	ja 6			
	*** = * * * * * **********************				午後5時				
入 杉	. 書提出期間				午前9時次				
	- H 1/4 PH //1 PH	1			午後5時る				
盟却	の場所及び日時						たま市水道	i 局 9 F	入札字
ן ווון זונ					午前 1 0 F			<u> </u>	八化土
	名簿登載業種等						- 市水道局指	字处水准	里 丁 审
参	石 傳 笠 戦 未 悝 守								
加				効なもの	じめり、	パン、下市	己の条件を	全し個に	9 白 じ
資格		あること		/at					
恰			事業 A						Lt. de t
							ま 市競争入		
					いう。)し	こ、上記 1	1 に示す業	種及び等	級で登
		載された							
			工事業の						
		本公告日	において	、建設業	法(昭和:	2 4 年法律	津第100	号) 第3	条の規
		定による	、上記2	に示す建	設業の許可	可を受けて	ている者で	ぶあること	0
	所在地区分	さいたま	市内に、	本店を有	しているこ	こと。			
		本公告日	において	、資格者	名簿に登載	載された申	申請事業所	の所在地	が上記
		に示す要	件を満た	すこと。					
	施工実績等				たしている	ること。			
							指定給水	装置工事事	事業者と
		1					造又は撤		
							し、(配え		
							のを除く。		
			を提出する			(-11 ) 0	*> ~  M (	) ( )	1 14 11 47
				-	いって木	<b>小生日</b> [1]	前3箇月	において道	<b>新知した</b>
							通知書」(		
							間の算定し		
				田日を基準	-	なる、効	用り分弁にり	C = /C·J	(14, 3
	2に掲げるもの				<u>まこりる。</u> 装置工事 §	★************************************	n 伊 l		
		a v / c s	川小坦河	拍化和小	表 旦 丄 尹 =	P 来 白 祉 (	ノチ し		
	以外に提出を要した。								
-	する書類	あっ デコノ・							
設   閲覧等の方法及   電子配布   令和4年5月16日(月)から									
計	び開始期日								
図	質問受付期間				午前9時2				
書等					午後5時	まで			
寺	質問回答期日	令和4年	5月26	日(木)					
保証	<u> </u>  金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
NV PII		証金	2014.	証金		14.4	'*		'*
		Hasa 31/a		Hasa 31/a	<u> </u>		1	I	

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 7
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 0
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 6						
	.方法	一般競争入札(電子)						
	形態	単体企業						
工事		老第3440号布設替工事						
	場所	さいたま市西区西大宮 2 - 2 5 - 6 ~ 高木 8 9 0 - 2						
	期間	契約確定の日から令和5年2月1日まで						
概要		布設工事						
		φ 200 mm DIP(GX-1E) 396 m 仕切弁 2 台 消火栓 2 基						
		φ 150 mm DIP (GX-1E) 3 m						
		φ 100 mm DIP (GX-1E) 16 m						
		給水管取付替 27 件 対象戸数 44 戸						
		仮給水工事						
		$\phi$ 150 mm L=33 m $\phi$ 100 mm L=16 m $\phi$ 75 mm L=75 m						
		昼間工事						
予定	価格 (税込)	事後公表						
最低	制限価格	設定する						
	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から						
	:::= : ! <del>-</del>	令和4年5月27日(金)午後5時まで						
入 杉	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から						
	- H 1/2 H 1/31 P3	令和4年6月 2日(木)午後5時まで						
盟却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6   さいたま市水道局 2 F 入札室						
1013 11 1		令和 4 年 6 月 3 日 (金) 午前 1 0 時 5 0 分						
	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事						
参	石 傳 笠 戦 未 悝 守	事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で						
加								
資格		あること。						
1合		1 管工事業 A級						
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名						
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登						
		載された者であること。						
		2 土木工事業の許可						
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規						
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記						
		に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と						
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を						
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、						
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の						
		写しを提出すること。						
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した						
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」						
		が 6 5 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当						
		該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
	以外に提出を要							
	する書類							
	閲覧等の方法及	電子配布						
設	閲見寺の万伝及     び開始期日	電子配布   令和 4 年 5 月 1 6 日 (月) から						
計図	質問受付期間	令和4年5月16日(月) から  令和4年5月16日(月) 午前9時から						
図書	貝问文刊 期间							
等	所明日か#	令和4年5月23日(月)午後5時まで						
,1	質問回答期日	令和4年5月26日(木)						
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
		証金 証金						

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 6
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 1							
入札方法		一般競争入札(電子)							
	形態	単体企業							
工事		老第3462号布設替工事							
		さいたま市見沼区片柳 2 6 8 - 2 ~ 3 3 5 - 1							
	場所								
	· 期間 ·	契約確定の日から令和5年2月20日まで							
概要		布設工事							
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 676 m 仕切弁 7 台 排水栓 3 基 消火栓 2 基							
		給水管取付替 36 件 対象戸数 45 戸							
		仮給水工事							
		φ 75 mm L=696 m							
	to be the control of	昼間工事							
	(税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から							
		令和4年5月27日(金)午後5時まで							
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から							
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室							
		令和4年6月3日(金) 午前11時00分							
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事							
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で							
資		あること。							
格		1 管工事業 A級							
"		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名							
		(以下「資格者名簿」という。) に、上記1に示す業種及び等級で登							
		載された者であること。							
		2 土木工事業の許可							
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規							
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
		に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と							
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を							
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、							
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の							
		写しを提出すること。							
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した							
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」							
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当							
		該通知書の通知日を基準とする。							
1	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
	以外に提出を要	C (							
	する書類								
	閲覧等の方法及	電子配布							
設									
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から							
図書	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から							
等									
4,	質問回答期日	令和4年5月26日(木)							
保証	 :金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有							
, , v HIII		証金							
L									

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 1
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

恝紛	整理番号	2299	0 2 0 0	9					
入札方法		一般競争入札(電子)							
		単体企業							
工事				<b>凯 扶 丁 审</b>	ひが社会」	= 1 1 0 F	· 号配水支管	<b>元</b> 凯 丁 甫	
	場所						5-2 外	- 1 か 所	
	期間	契約確定の日から令和5年2月15日まで							
概要		布設工事							
				-1E) 397	'm 仕切	弁8台 扌	排水弁1台	計 排水程	1 基
		消火栓 2							
		1 '				弁1台 扌	排水栓 1 基	Ę	
			双付替 30 個	牛 対象戸	「数 57 戸				
		仮給水工							
		1 '	L=438m						
		昼間工事							
予定	(価格(税込)	事後公表	<u> </u>						
最低	制限価格	設定する	)						
参加	申請受付期間	令和4年	5月23	日 (月)	午前9時2	), b	·		
		令和4年	5月27	日(金)	午後5時	まで			
入札	書提出期間				午前9時7				
					午後5時				
開札	の場所及び日時						たま市水道	[局 2 F	入札室
					午前115				
4	名簿登載業種等						-   	定給水装	置工事
参	1 4 工 教 人 注 寸						この条件を		
加   資		あること		M1.4 0 47	( 0) ) ( )	/ \   I II	10 X 11 2	土 (順)	, ,
格格			事業 A	级					
TH					. 4年年/	カチハたヨ	 ま市競争入	1 幺 hn 次	₩ ¥ Ø
							に 脱 ザハ 1 に 示 す 業		
					いう。)(	こ、上記」	Lに小り来	性及い寺	校で豆
		1	者である						
			工事業の					→ \ 444 -	
							津第100		
							ている者で	あること	٥
	所在地区分				しているこ				
					名簿に登載	載された申	申請事業所	の所在地	が上記
			俘件を満た						
	施工実績等				たしている				
		(1) 本	公告日には	おいて、平	成24年	度以降に	指定給水	装置工事事	事業者と
		して	、本市内は	こおいて糸	計水装置の	新設、改	造又は撤去	去工事の目	申請を
		し、	完了させた	と実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	2 工事、
		老朽	管布設替	L事及び5	]回し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の
		写し	を提出する	ること。					
		(2) 本	市発注の領	ぎ工事につ	いて、本	公告日以	前3箇月	において道	通知 した
		[工:	事完成検査	<b>査結果及</b> て	「工事成績	評定結果	通知書」	の「評定点	点合計」
		が 6	5点を下回	回っていた	いこと。	なお、期	間の算定し	に当たって	ては、当
		該通	知書の通知	田日を基準	<b>きとする</b> 。				
	2に掲げるもの	さいたま	市水道局	指定給水	装置工事	事業者証 ∅	り写し		
	以外に提出を要	0.				. ,,, ,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	する書類								
⇒n.	閲覧等の方法及	電子配布	i						
設計	び開始期日			日 (月)	から				
計 び開始期日     令和4年5月16日(月)から       図 質問受付期間     令和4年5月16日(月)午前9時から									
書	只叫人口劝问				干削る時々 午後5時る				
等	 質問回答期日		5月23		1 区 0 时 3	* C			
	貝미凹合別口		- J 月 Z 10 	H (/\)					
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
		証金		証金					
_	·	·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 9
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 0
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b></b>	整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 0						
入札方法		一般競争入札 (電子)						
参加形態		単体企業						
工事		老第3495号布設替工事						
	· ·場所	さいたま市北区日進町3-151~3-498-2 外1か所						
		契約確定の日から令和5年1月12日まで						
	期間	布設工事						
概要								
		φ 150 mm DIP(GX-1E) 18 m 仕切弁2台 φ 100 mm DIP(GX-1E) 316 m 仕切弁7台 排水栓1基 消火栓2基						
		φ 100 mm   D1P (GA-1E)   316 mm   4 切升 / 日   排水栓 1 基   捐火栓 2 基     給水管取付替 18 件   対象戸数 86 戸						
		仮給水工事						
		φ 150 mm L=24 m φ 100 mm L=111 m φ 75 mm L=251 m						
7 A	· /m +/a / 114 > 1 \	昼間工事						
	(	事後公表						
	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から						
		令和4年5月27日(金)午後5時まで						
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から						
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室						
		令和4年6月3日(金) 午前11時10分						
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事						
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で						
資		あること。						
格		1 管工事業 A級						
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名						
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登						
		載された者であること。						
		2 土木工事業の許可						
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規						
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記						
		に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と						
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を						
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、						
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の						
		写しを提出すること。						
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した						
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」						
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当						
		該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
	以外に提出を要							
	する書類							
⇒ды	閲覧等の方法及	電子配布						
設   計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から						
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から						
書	云四人口列門	令和4年5月23日(月)午後5時まで						
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)						
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
		証金 証金 証金						

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 0
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 8							
入札方法		一般競争入札(電子)							
	形態	単体企業							
工事		老第3362号布設替工事							
	· <sub>石</sub> :場所	さいたま市北区別所町 7 1 - 1 ~ 8 5 - 1							
		契約確定の日から令和5年1月16日まで							
	· 期間 ·								
概要		布設工事							
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 359 m 仕切弁 5 台 排水栓 1 基							
		給水管取付替 48 件 対象戸数 51 戸							
		仮給水工事							
		φ 75 mm L=376 m							
	to be the control of	昼間工事							
	(税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から							
		令和4年5月27日(金)午後5時まで							
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から							
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室							
		令和4年6月3日(金) 午前11時15分							
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事							
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で							
資		あること。							
格		1 管工事業 A級							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名							
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登							
		載された者であること。							
		2 土木工事業の許可							
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規							
-	マナル 巨 ハ	定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
ļ		に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と							
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を							
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、							
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の							
		写しを提出すること。							
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した							
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」							
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当							
		該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	電子配布							
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から							
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から							
書	22.14.22.14.29.104	令和4年5月23日(月)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)							
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有							
		証金 証金 証金							

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 8
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

却	整理番号	2 2 0 0	0 2 0 0	5					
入札方法		2 2 9 9 0 2 0 0 5   一般競争入札 (電子)							
参加形態		一板 規 争 八 札 (竜 子 )   単 体 企 業							
工事		老第3470号布設替工事							
工事場所		さいたま市岩槻区上野4-3-7~4-6-17 契約確定の日から令和4年11月30日まで							
	·期間 ·			令和4年	11月30	り目まで			
概要		布設工事		15) 001	// 177	/s a /s s	av i la a ±	+	
					m 仕切	开6台 7	肖火程 2 星	Ł	
		1 -	DIP(K-						
			(付替 12 作	下 对象户	9 叙 13 尸				
		仮給水工		. = 0					
			L=343 m	φ 50 mm	L=20 m				
t t		昼間工事							
	価格 (税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	1			午前9時7				
<u></u>					午後5時				
入札	.書提出期間				午前9時7				
L					午後5時				
開札	の場所及び日時				14 - 1		ま市水道	[局 2 F	入札室
					午前115				
参	名簿登載業種等				で定めるる				
加				効なもの	であり、フ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で
資		あること							
格			事業 A						
					<ul><li>4年度</li></ul>				
		簿(以下	「資格者	名簿」と	いう。)し	こ、上記 1	に示す業	種及び等	級で登
		載された	:者である	こと。					
		2 土木	工事業の	許可					
		本公告日	において	、建設業	法 (昭和:	2 4 年法律	津第100	号) 第3	条の規
		定による	、上記2	に示す建	設業の許可	可を受けて	こいる者で	あること	0
	所在地区分	さいたま	市内に、	本店を有	しているこ	こと。			
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
		に示す要	件を満た	すこと。					
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。			
		(1) 本:	公告日にお	さいて、平	成24年	度以降に	指定給水源	装置工事事	事業者と
		して、	、本市内は	こおいて糸	計水装置の	新設、改	造又は撤去	去工事の目	申請を
		し、	完了させ カ	と実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、
		老朽	管布設替二	□事及び切	回 し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の
		写し:	を提出する	ること。					
		(2) 本市	市発注の領	拿工事に つ	いて、本	公告日以	前3箇月1	において道	<b>通知した</b>
		「工	事完成検る	<b>査結果及て</b>	『工事成績	評定結果	通知書」(	の「評定点	点合計」
		が 6	5 点を下回	回っていた	にいこと。	なお、期	間の算定り	に当たって	ては、当
			知書の通知						
	2に掲げるもの	さいたま	市水道局	指定給水	装置工事	事業者証の	多し		
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	及 電子配布 令和4年5月16日(月)から							
計	び開始期日								
図	質問受付期間				午前9時7				
書		令和4年5月23日(月)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和4年	5月26	日 (木)		·			
42. 訂	<u> </u>  金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
	. 亚双 い 又 払 刀 伍	証金	76 PM	証金	<b>女</b>	Lil 7도 1건	111	DI 77 34	111
<u> </u>		HIT" 715"		htr 75	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 5
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b>契</b> 約	整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 4							
入札方法		一般競争入札 (電子)							
	形態	単体企業							
工事		老第3450号布設替工事							
	· <sub>石</sub> :場所	さいたま市西区西遊馬 1 2 2 - 6 ~ 1 8 3 - 2							
		さいたま市四区四班馬							
	· 期間 ·								
概要		布設工事							
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 355 m 仕切弁 2 台 排水栓 1 基							
		給水管取付替 25 件 対象戸数 41 戸							
		仮給水工事							
		φ 75 mm L=358 m							
	to be the control of	昼間工事							
	(税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から							
		令和4年5月27日(金)午後5時まで							
入札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から							
		令和4年6月 2日(木)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室							
		令和4年6月3日(金) 午前11時25分							
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事							
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で							
資		あること。							
格		1 管工事業 A級							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名							
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登							
		載された者であること。							
		2 土木工事業の許可							
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規							
ł		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
		に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と							
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を							
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、							
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の							
		写しを提出すること。							
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した							
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」							
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当							
		該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	電子配布							
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から							
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から							
書	× 19 × 17 /9 19	令和4年5月23日(月)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)							
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有							
		証金 証金 証金							

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 4
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 0
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

## さいたま市水道局告示第66号

さいたま市水道局の発注する「老第3518号布設替工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月16日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止 の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいた ま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1) 才に定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
- ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
- ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) が した当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
- ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

### 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

# 別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	<ul><li>ア 老第3518号布設替工事</li><li>イ 老第3482号布設替工事</li><li>ウ 老第3466号布設替工事</li></ul>
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効と
	する。   ・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

<b>却</b> %	」整理番号 	2200	0.2.0.0	2					
	」登垤番亏 方法	229902003							
		一般競争入札(電子)							
	1形態	単体企業							
工事		老第3518号布設替工事							
	場所	さいたま市北区櫛引町2-311-1~2-400-1							
	· 期間	契約確定の日から令和4年10月26日まで							
概要	Į.	布設工事							
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 187m 仕切弁 3 台 消火栓 1 基							
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 6m 排水弁 1 台							
		給水管取付替 17 件 対象戸数 30 戸							
		仮給水工事							
		φ 75 mm L=196 m							
L		昼間工事							
予定価格(税込)		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年5月23日(月)午前9時から							
		令和4年5月27日(金)午後5時まで							
入札書提出期間					午前9時7				
					午後5時				
開札の場所及び日時					$1 \ 4 - 1$		とま市水道	[局 2 F	入札室
					午後1時				
参	名簿登載業種等				で定めるる				
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、フ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で
資		あること							
格			事業 B						
					· 4年度				
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登							
		載された者であること。							
		2 土木工事業の許可							
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規							
		定による	、上記2	に示す建	設業の許可	可を受けて	こいる者で	あること	0
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
		に示す要	件を満た	すこと。					
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。			
		(1) 本:	公告日にま	さいて、平	成24年	度以降に	指定給水	装置工事事	事業者と
		して、	、本市内は	こおいて糸	計水装置の	新設、改	造又は撤去	去工事の目	申請を
		し、	完了させ#	と実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、
		老朽	管布設替二	□事及び5	回 し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の
		写しを提出すること。							
(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において 「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評別								において道	通知 した
								の「評定点	点合計」
が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっ									ては、当
		該通	知書の通知	旧日を基準	生とする。				
	2に掲げるもの	さいたま	市水道局	指定給水	装置工事	事業者証の	り 写 し		
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	電子配布	i			·			
計	び開始期日	令和4年	5月16	日 (月)	から				
図	質問受付期間	令和4年	5月16	日 (月)	午前9時7	5× B			
書		令和4年	5月23	日 (月)	午後5時	まで			
等	質問回答期日	令和4年	5月26	日 (木)					
						有			
保証金及び支払方法		五元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 ·	元师	英 約 保 証金	女	川立14	TH.	마기14	TH .
		叫立		皿 亚				1	

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 3
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 0
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b>却</b> %	】整理番号 	2200	0.2.0.0	2								
	」登垤番亏 方法	229902002 一般競争入札 (電子)										
		単体企業										
	1形態			=10 ## -   #								
工事		老第3482号布設替工事										
	場所	さいたま市岩槻区徳力727~953										
	· 期間	契約確定の日から令和4年11月1日まで										
概要		布設工事										
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 185 m 仕切弁 1 台 消火栓 2 基										
		φ 75 mm DIP (GX-1E) 4 m										
		給水管取付替 14 件 対象戸数 21 戸										
		仮給水工事 - 7.5 mm - L=20.4 m										
		φ 75 mm L=204 m										
		昼間工事										
	(税込)	事後公表										
	制限価格	設定する										
参加	1申請受付期間	1			午前9時7							
					午後5時							
入札	上書提出期間				午前9時7							
					午後5時							
開札	の場所及び日時						とま市水道	[局 2 F	入札室			
					午後1時							
参	名簿登載業種等	本公告日	において	、政令等	で定めるる	さいたま市	7水道局指	定給水装	置工事			
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、フ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で			
資		あること										
格		1 管工	事業 B	級								
		本公告日	において	、令和3	· 4年度	のさいたま	に市競争入	、札参加資	格者名			
		簿(以下	「資格者	名簿」と	いう。)り	こ、上記 1	に示す業	種及び等	級で登			
		載された	.者である	こと。								
		2 土木工事業の許可										
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規										
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。										
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。										
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記										
		に示す要件を満たすこと。										
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。						
		(1) 本:	公告日にお	さいて、平	Z成24年	度以降に	指定給水	装置工事事	事業者と			
		して、	、本市内は	こおいて糸	計水装置の	新設、改	造又は撤去	去工事の目	申請を			
		し、	完了させ#	と実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、			
		老朽	管布設替二	□事及び5	回 し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の			
		写し	を提出する	ること。								
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した										
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」										
		が 6	5 点を下回	回っていた	ないこと。	なお、期	間の算定り	に当たって	ては、当			
		が 6 5 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当 該通知書の通知日を基準とする。										
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し										
	以外に提出を要											
	する書類											
設	閲覧等の方法及	電子配布	i									
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から令和4年5月16日(月)午前9時から令和4年5月23日(月)午後5時まで										
図	質問受付期間											
書												
等	質問回答期日	令和4年	5月26	日 (木)								
/□ ==	 	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有			
木型	金及び支払方法	五元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 · 元 ·	允怀	英 約 保 証金	女	刑並14	用	四刀扣	用			
		皿 並		皿 並	<u> </u>			<u>l</u>				

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 2
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工
	事に該当する。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 1									
	.方法	一般競争入札 (電子)									
	形態	単体企業									
工事		老第3466号布設替工事									
	· · 場所	さいたま市岩槻区諏訪5-4-1~5-4-14									
	· 朔間	さいたま巾岩槻区諏訪 5 - 4 - 1 ~ 5 - 4 - 1 4     契約確定の日から令和 4 年 1 0 月 1 9 日まで									
概要		布設工事									
		φ100 mm DIP(GX-1E) 131m 消火栓 1 基 給水管取付替 20 件 対象戸数 36 戸									
		結水官取付替 20 件   対象尸数 36 戸     仮給水工事									
		仮稿水上事   675mm									
		φ 75 mm L=136 m 昼間工事									
字 宁	価格 (税込)	事後公表									
	制限価格	設定する									
麥 ル	申請受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から									
- L.		令和4年5月27日(金)午後5時まで									
人札	.書提出期間	令和4年5月30日(月)午前9時から									
PB 17	о II зт д 2 м 1 м 1	令和4年6月 2日(木)午後5時まで									
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室									
	to the over tally the first	令和4年6月3日(金) 午後1時40分									
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事									
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で									
資		あること。									
格		1 管工事業 B級									
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名									
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登									
		載された者であること。									
		2 土木工事業の許可									
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規									
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。									
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。									
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記									
		に示す要件を満たすこと。									
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。									
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と									
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を									
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、									
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の									
		写しを提出すること。									
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した									
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」									
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当									
		該通知書の通知日を基準とする。									
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し									
	以外に提出を要										
	する書類										
設	閲覧等の方法及	電子配布									
計	び開始期日	令和4年5月16日(月)から									
図	質問受付期間	令和4年5月16日(月)午前9時から									
書		令和4年5月23日(月)午後5時まで									
等	質問回答期日	令和4年5月26日(木)									
/□ =-	· V 1 4 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有									
		証金 証金 証金									

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 0 1
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工
	事に該当する。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 0
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

# さいたま市水道局告示第68号

さいたま市水道局の発注する「老第3027号布設替工事」の一般競争入札について、次のとおり 公告する。

令和4年5月23日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止 の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいた ま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
  - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
  - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
  - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
  - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

#### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
  - (1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市水道部設定)に基づく低入札価格調査を行う。
  - (2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
  - (3) 低価格入札者((2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。
    - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要 綱様式第1号)
    - イ 当該価格で入札した理由(同要綱様式第2号)
    - ウ 直接工事費に係る内訳書(同要綱様式第3号)
    - エ 共通仮設費に係る内訳書(同要綱様式第4号)
    - 才 下請予定業者等一覧表 (同要綱様式第5号)
    - カ 配置予定技術者名簿(同要綱様式第6号)
    - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(同要綱様式第7号)
    - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連) (同要綱様式第8号)
    - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (同要綱様式第9号)
    - コ 手持ち資材の状況(同要綱様式第10号)
    - サ 資材購入予定先一覧(同要綱様式第11号)
    - シ 手持ち機械の状況(同要綱様式第12号)
    - ス 機械リース元一覧(同要綱様式第13号)
    - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(同要綱様式第14号)
    - ソ 誓約書(同要綱様式第15号)
    - タ 社会保険等への加入状況届 (様式第16号)
  - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を管財課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
  - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

## 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

±π «/-											
	<u></u> 整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 2									
	.方法  形態	一般競争入札(電子) 単体企業									
工事	•	老第3027号布設替工事 さいたま市中央区上峰4-14-6~本町西1-7-3 外1か所									
	場所										
	· 期間 ·	契約確定の日から令和5年1月13日まで									
概要		布設工事									
		φ 300 mm DIP (NS-1E) 3 m									
		φ 200 mm DIP(GX-1E) 37 m 仕切弁 2 台									
		φ 100 mm   DIP(GX-1E)   184 m   仕切弁 4 台   消火栓 1 基   绘水管取付款 0 / μ   対象豆粉 22 豆									
		給水管取付替 9 件 対象戸数 22 戸 仮給水工事									
		φ 150 mm L=38m   φ 75 mm L=238m									
		昼間工事									
予定	価格 (税込)	事後公表									
	制限価格	設定する									
	申請受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から									
- 1/1 - 1/1	1.1.14 × 11 201161	令和4年6月3日(金)午後5時まで									
入 却	.書提出期間	令和4年6月6日(月)午前9時から									
/ (		令和4年6月9日(木)午後5時まで									
盟却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2 F 入札室									
1213 1 6		令和 4 年 6 月 1 0 日 (金)									
4	名簿登載業種等	土木工事業 A級									
参加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名									
資		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載									
格格		された者であること。									
1	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。									
	// LE - E - J	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記									
		本公百日において、 賃借有名簿に登載された申請事業所の所任地が上記 に示す要件を満たすこと。									
1	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。									
	72 - 74//	(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注									
		した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタ									
		イル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があるこ									
		と(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%									
		以上のものに限る。)。									
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知し									
		た「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計									
		」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、									
		当該通知書の通知日を基準とする。									
	2に掲げるもの										
	以外に提出を要										
	する書類										
設	閲覧等の方法及	電子配布									
計	び開始期日	令和4年5月23日(月)から									
図	質問受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から									
書等		令和4年5月30日(月)午後5時まで									
寺	質問回答期日	令和4年6月2日(木)									
保証	- - - 金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有									
		証金									
その	他	本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件									
		である。									
工事	担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16									
		さいたま市水道局給水部南部水道建設課									
L		電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3									
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16									
		さいたま市水道局業務部管財課									
		電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0									
	<del></del>										

# さいたま市水道局告示第69号

さいたま市水道局の発注する「老第3514号布設替工事」ほか7件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月23日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止 の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいた ま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
- ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
- ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

#### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) が した当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
- ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

# 別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3514号布設替工事
	イ 老第3442号布設替工事
	ウ 老第3485号布設替工事
	エ 老第3474号布設替工事及び拡第5131号配水支管布設工事
	オ 老第3434号布設替工事及び市内消火栓設置(その1)工事、拡
	第5122号配水支管布設工事
	力 老第3446号布設替工事
	キ 老第3496号布設替工事
	ク 老第3451号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、キ
	及びクの入札は無効とする。
	・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ、及
	びクの入札は無効とする。
	・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ、カ、キ及びクの
	入札は無効とする。
	・ 対象工事工の落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ及びクの入札
	は無効とする。
	・対象工事才の落札候補者が行った対象工事カ、キ及びクの入札は無
	効とする。
	・ 対象工事力の落札候補者が行った対象工事キ及びクの入札は無効と
	する。
	・対象工事キの落札候補者が行った対象工事クの入札は無効とする。

<b>却</b> %	】整理番号 	2 2 0 0	0 3 0 1	0								
	」登垤番亏 方法											
		一般競争入札 (電子) 単体企業										
	1形態	老第3514号布設替工事										
工事												
	場所	さいたま市南区南浦和 2 - 6 - 8 ~ 2 - 3 6 - 9										
	· 期間	契約確定の日から令和5年2月22日まで										
概要	Į.	布設工事										
		φ 150 mm   DIP(GX-1E)   364 m   仕切弁 5 台   消火栓 2 基   空気弁 1 基										
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 182 m 仕切弁 7 台 排水弁 2 台 排水栓 1 基										
		給水管取付替 47 件 対象戸数 149 戸										
		仮給水工事 4.100 mm 1-271 mm 1-162 mm										
		φ 100 mm L=371 m φ 75 mm L=163 m										
	- f 17: / - / - / - / - /	昼間工事										
	価格 (税込)	事後公表										
	制限価格	設定する										
参加	1申請受付期間				午前9時2							
					午後5時る							
入札	上書提出期間	1			前9時から							
					後 5 時ま~							
開札	」の場所及び日時						とま市水道	[局 2 F	入札室			
					午前9日							
参	名簿登載業種等						7水道局指					
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、カ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で			
資		あること										
格			事業 A									
		本公告日	において	、令和3	· 4年度	のさいたま	ミ市競争入	.札参加資	格者名			
		簿(以下	「資格者	名簿」と	いう。)り	こ、上記 1	に示す業	種及び等	級で登			
		載された	.者である	こと。								
		2 土木工事業の許可										
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規										
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。										
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。										
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記										
		に示す要件を満たすこと。										
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。						
		(1) 本:	公告日にま	さいて、平	成24年	度以降に	指定給水	装置工事 🛚	事業者と			
		して、	本市内は	こおいて糸	水装置の	新設、改	造又は撤	去工事の目	申請を			
		し、き	完了させ カ	と実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、			
		老朽名	管布設替二	L事及び5	]回し工事	に伴うも	のを除く。	) そのほ	申請書の			
		写し?	を提出する	ること。								
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した										
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」										
		が 6	5 点を下回	回っていた	さいこと。	なお、期	間の算定り	こ当たって	ては、当			
		が 6 5 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当 該通知書の通知日を基準とする。										
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し										
	以外に提出を要											
	する書類											
設	閲覧等の方法及	電子配布										
計	び開始期日	令和4年5月23日(月)から 令和4年5月23日(月)午前9時から 令和4年5月30日(月)午後5時まで										
図	質問受付期間											
書												
等	質問回答期日	令和4年	6月2日	(木)								
/□ ==	 	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有			
木型	金及び支払方法	証金	九 lst	英 約 休 証金	女	刑並14	用	即刀扣	用			
		皿 並		皿 並				<u> </u>				

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 8
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

却	整理番号	2 2 0 0	0.2.0.1	1								
		2 2 9 9 0 2 0 1 4   一般競争入札 (電子)										
	· // / / / / / / / / / / / / / / / / /	単体企業										
工事		老第3442号布設替工事										
	場所	さいたま市北区日進町2-92~2-566 外1か所										
	· 期間 ·	契約確定の日から令和5年3月3日まで										
概要		布設工事										
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 451 m 仕切弁 14 台 消火栓 2 基										
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 11 m 仕切弁 1 台										
		給水管取付替 72 件 対象戸数 205 戸										
		仮給水工事 4 100 mm I = 201 m										
		φ 100 mm L=291m φ 75 mm L=247m										
	- Irr 16 (4)() -	昼間工事										
	(税込)	事後公表										
	制限価格	設定する										
参加	申請受付期間				午前9時2							
<u> </u>	de the contraction				午後5時							
入札	.書提出期間				前9時から							
					後5時まで							
開札	の場所及び日時				14 - 16		こま市水道	[局 2 F	入札室			
					午前9日							
参	名簿登載業種等				で定めるる							
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、カ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で			
資		あること										
格			事業 A									
		本公告日	において	、令和3	· 4年度	のさいたま	ミ市競争入	、札参加資	格者名			
		簿(以下	「資格者	名簿」と	いう。)り	こ、上記 1	に示す業	種及び等	級で登			
		載された	.者である	こと。								
		2 土木工事業の許可										
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規										
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。										
	所在地区分	さいたま	さいたま市内に、本店を有していること。									
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記										
		に示す要件を満たすこと。										
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。						
		(1) 本:	公告日にお	さいて、平	成24年	度以降に	指定給水	装置工事事	事業者と			
		して、	、本市内は	こおいて糸	水装置の	新設、改	造又は撤去	去工事の目	申請を			
		し、	完了させ カ	た実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、			
		老朽	管布設替二	L事及び5	]回し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の			
		写し:	を提出する	ること。								
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した										
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」										
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当										
		該通知書の通知日を基準とする。										
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し										
	以外に提出を要											
	する書類											
設	閲覧等の方法及	電子配布	i	-	-	-	-	-				
計	び開始期日	令和4年5月23日(月)から令和4年5月23日(月)午前9時から										
図	質問受付期間											
書		令和4年5月30日(月)午後5時まで										
等	質問回答期日		6月2日									
/□ ⇒-	· ^ T 18 + 14 + 14				<b>#</b>	<b>盐 &amp; +/</b>	右	立7 / \+1	<i>f</i> :			
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有			
		証金		証金				<u> </u>				

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 4
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b></b>	整理番号	2299	0 3 0 1	0							
_											
		一般競争入札(電子) 単体企業									
工事		老第3485号布設替工事									
	場所	さいたま市桜区西堀2-2-4~6-1-20									
	期間			令和5年	2月7日	まで					
概要		布設工事									
			φ100mm DIP(GX-1E) 505m 仕切弁10台 排水弁2台 排水栓1基								
		消火栓 1									
		φ 75 mm DIP (GX-1E) 3 m									
		給水管取付替 29 件 対象戸数 330 戸									
		仮給水工	-								
		1 '	$L=375 \mathrm{m}$	φ 75 mm	$L=180 \mathrm{m}$						
		昼間工事									
予定	(価格(税込)	事後公表									
最低	制限価格	設定する	)								
参加	申請受付期間	令和4年	5月30	日 (月)	午前9時2	5×6					
		令和4年	6月 3	日(金)	午後5時3	まで					
入札	書提出期間				前9時から						
		令和4年	6月9日	(木) 午	後 5 時ま~	で					
開札	の場所及び日時						たま市水道	[局 2 F	入札室		
					午前9日						
4	名簿登載業種等						-   	定給水装	置工事		
参	1 4 工 教 人 注 寸						この条件を				
加   資		あること		//J/ & U V/	( 0) ) ( )	, , , , , ,	10 X 11 2	土 (順)	, ,		
格格			事業 A	级							
TH					. 4年年/	カナハキョ	 ま市競争入	1 幺 hn 次	₩ ¥ Ø		
							に 脱 ザハ 1 に 示 す 業				
					いう。)(	-、上記」	Lに小り来	性及い寺	放じ豆		
		1	者である								
		2 土木工事業の許可									
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規 定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。									
							ている者で	あること	0		
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。									
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記									
			俘件を満た								
	施工実績等				たしている						
		(1) 本	公告日には	おいて、平	成24年	度以降に	指定給水	装置工事事	事業者と		
		して	、本市内は	こおいて糸	計水装置の	新設、改	造又は撤去	去工事の目	申請を		
		し、	完了させ/	と実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	2 工事、		
		老朽	管布設替二	L事及び5	]回し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の		
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。) その申請書の 写しを提出すること。									
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した									
		[工:	事完成検査	<b>査結果及</b> て	「工事成績	評定結果	通知書」	の「評定点	点合計」		
		が 6	5点を下回	回っていた	いこと。	なお、期	間の算定し	に当たって	ては、当		
		該通	知書の通知	田日を基準	<b>きとする</b> 。						
	2に掲げるもの				装置工事	事業者証0	り写し				
	以外に提出を要			=			· -				
	する書類										
∌ru	閲覧等の方法及	電子配布	i								
設計	び開始期日		· 5月23	日 (月)	から						
図	質問受付期間				<del>クラークーク 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</del>	13 B					
書	只叫人口劝问				干削る時々 午後5時る						
等	 質問回答期日		- 5 月 3 U - 6 月 2 日		1 区 0 时 3	<b>^</b>					
	貝미凹合別口		- U	(/\)							
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有		
		証金		証金							

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 0
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

却欽	整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 2						
入札方法								
	.刀伍 I形態							
		单体企業 表際 2.4.7.4.日本記載工事及び社際 5.1.2.1.日記 小本際大記工事						
工事		老第3474号布設替工事及び拡第5131号配水支管布設工事						
	場所	さいたま市大宮区大成町2-155~2-180 外1か所						
履行	期間	契約確定の日から令和5年2月8日まで						
概要		布設工事						
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 424 m 仕切弁 6 台 排水弁 1 台 排水栓 1 基						
		消火栓 1 基						
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 68 m 仕切弁 1 台 排水栓 1 基						
		給水管取付替 77 件 対象戸数 130 戸						
		仮給水工事						
		φ 75 mm L=421 m						
		昼間工事						
予定	価格 (税込)	事後公表						
	制限価格	設定する						
	申請受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から						
	1 中	令和4年6月 3日(金)午後5時まで						
7 4	+ H 11 Ha Hi							
一个化	.書提出期間	令和4年6月6日(月)午前9時から						
日日 丁二	о H = С 7 × N = гН	令和4年6月9日(木)午後5時まで たいなままば和区常駅 C 1.4 1.6 まいなままれば日 0.5 1.4 点						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局 2 F 入札室						
	En Edit min till till den ett.	令和 4 年 6 月 1 0 日 (金) 午前 9 時 5 0 分						
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事						
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で						
資		あること。						
格		1 管工事業 A級						
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名						
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登						
		載された者であること。						
		2 土木工事業の許可						
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規						
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
•	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記						
		に示す要件を満たすこと。						
1	 施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
	旭 丄 夫 祺 守							
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と						
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を						
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、						
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の						
		写しを提出すること。						
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した						
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」						
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当						
		該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
	以外に提出を要							
	する書類							
設	閲覧等の方法及	電子配布						
計	び開始期日	令和4年5月23日(月)から						
図	質問受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から						
書		令和4年5月30日(月)午後5時まで						
等	質問回答期日	令和4年6月2日(木)						
/□ =~								
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有						
L		証金 証金 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 2
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

却然	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 1					
入札方法							
	.刀伝  形態	一般競争入札 (電子) 単体企業					
工事		老第3434号布設替工事及び市内消火栓設置(その1)工事、拡第5					
上手	`伯	名弟3434万和設督工事及び即内信外性設置(その1)工事、拡第3   122号配水支管布設工事					
一十亩	場所						
上事	・場所						
尼尔	. ++o BB	か所					
	期間	契約確定の日から令和5年2月8日まで					
概要		布設工事 PID(QV 1D) 404 (1日					
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 484 m 仕切弁 10 台 排水栓 1 基 消火栓 2 基					
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 10 m 仕切弁 1 台					
		φ 50 mm SSP 21 m 排水栓 1 基					
		給水管取付替 49 件 対象戸数 92 戸					
		単口地下式消火栓設置工事 φ100 mm×φ75 mm 1 基					
		仮給水工事					
		φ 75 mm					
7 4	· /m +/a / 114 > 1 \	昼間工事					
	価格 (税込)	事後公表					
	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から					
- I	# 10 11 11 11 DD	令和4年6月 3日(金)午後5時まで					
人札	書提出期間	令和4年6月6日(月)午前9時から					
BB 11	о H = т = г» = г.	令和4年6月9日(木)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局 2 F 入札室					
-	17 15 75 10 ML 47 44	令和4年6月10日(金) 午前9時55分					
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事					
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で					
資		あること。					
格		1 管工事業 A級					
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名					
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登					
		載された者であること。					
		2 土木工事業の許可					
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規					
	マナル 巨 ハ	定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記					
-	<b> </b>	に示す要件を満たすこと。   次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
	施工実績等	次の(1) 及の(2) の要件を摘たしていること。   (1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と					
		して、本市内において、平成24年及以降に指定相が装直工事事業有として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を					
		し、、本市内において和水装置の利放、改造文は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、					
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の					
		2 日 1 日 1 日 1 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日					
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」					
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当					
		該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し					
	以外に提出を要						
	する書類						
設	閲覧等の方法及	電子配布					
計	び開始期日	令和4年5月23日(月)から					
図 質問受付期間 令和4年5月23日(月)午前9時から							
書		令和4年5月30日(月)午後5時まで					
等	質問回答期日	令和4年6月2日(木)					
/□ ==	 金及び支払方法	│ │入札保│免除 │契約保│要  │前金払│有  │部分払│有					
木型	並及い又ね万法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有     証金					
Ц		m					

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 1
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

刧삸	】整理番号 	2200	0201	7					
入札方法		2 2 9 9 0 3 0 1 7   一般競争入札 (電子)							
参加形態		一般競争入札 (電子)   単体企業							
工事				<b>凯 扶 丁 审</b>					
			46号布		4 10	1 0.5	7 0		
	場所				$\frac{4-10}{2}$		7 — 9		
	· 期間 ·			令和 5 年	2月24日	まで			
概要		布設工事		17)		/>	M I M	+	
		1 .			m 仕切	开 3 台 7	<b>俏火程</b> 3 基	Ł	
			DIP (GX-						
		給水管取付替 65 件 対象戸数 197 戸 仮給水工事							
				. 50					
		I .	L=410 m	φ 50 mm	L=60 m				
	- In 16 (4V)	昼間工事 東 然 公 志							
	価格 (税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	1申請受付期間				午前9時2				
					午後5時				
入札	上書提出期間				前9時から				
					後5時まで				
開札	」の場所及び日時				14 - 16			[局 2 F	入札室
					午前10				
参	名簿登載業種等				で定めるる				
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、カ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で
資		あること							
格			事業 A						
		本公告日	において	、令和3	· 4年度	のさいたま	に 市競争入	、札参加資	格者名
		簿(以下	「資格者	名簿」と	いう。)り	こ、上記 1	に示す業	種及び等	級で登
		載された	者である	こと。					
		2 土木	:工事業の	許可					
		本公告日	において	、建設業	法 (昭和:	2 4 年法律	第100	号)第3	条の規
		定による	、上記2	に示す建	設業の許可	可を受けて	こいる者で	あること	0
	所在地区分	さいたま	市内に、	本店を有	しているこ	こと。			
		本公告日	において	、資格者	名簿に登載	載された申	□請事業所	の所在地	が上記
		に示す要	俘件を満た	すこと。					
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。			
		(1) 本:	公告日にお	さいて、平	成24年	度以降に	指定給水	装置工事事	事業者と
		して	、本市内は	こおいて糸	水装置の	新設、改	造又は撤去	去工事の目	申請を
		し、	完了させ1	た実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、
		老朽	管布設替二	L事及び5	]回し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の
		写し	を提出する	ること。					
		(2) 本	市発注の領	ぎ工事につ	いて、本	公告日以	前3箇月	において道	通知 した
		L 工:	事完成検査	査結果及で	「工事成績	評定結果	通知書」(	の「評定点	自合計」
		が 6	5点を下回	回っていた	さいこと。	なお、期	間の算定り	に当たって	ては、当
		該通	知書の通知	田日を基準	<b>生とする。</b>				
	2に掲げるもの	さいたま	市水道局	指定給水	装置工事	事業者証の	ラ り 写 し		
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	電子配布	î						
計	び開始期日	令和4年	5月23	日 (月)	から				
図	質問受付期間	令和4年	5月23	日 (月)	午前9時2	5× B			
書		令和4年	5月30	日 (月)	午後5時	まで			
等	質問回答期日	令和4年	6月2日	(木)					
/□ <u>=</u> =	 	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
本	金及び支払方法	五 代 保 証金	光床	英 約 休 証金	女	刑並14	79	四刀扣	用
		皿 並	l .	皿 並	l .		<u> </u>	<u> </u>	I .

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 1 7
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b></b>	]整理番号	2 2 9 9 0 2	) 1 3					
入札方法		一般競争入札(電子)						
入札万法   参加形態								
		単体企業	1 大 凯 井 工 市					
工事		老第3496-						
	場所	さいたま市大宮区三橋 3-1~3-200-1						
履行	·期間	契約確定の日:	いら令和5年	1月20	目まで			
概要	<u>.</u>	布設工事						
		φ 100 mm DIP	(GX-1E) 46	6m 仕切	弁8台 技	非水弁1台	計 排水栓	: 1 基
		消火栓 2 基						
		$\phi$ 75 mm DIP	(GX-1E)	6 m				
		給水管取付替	38 件 対象 戸	三数 167 戸				
		仮給水工事						
		φ 75 mm L=49	9 m					
		昼間工事						
予定	(税込)	事後公表						
	制限価格	設定する						
	1申請受付期間	令和4年5月	0 0 1 (11)	左 並 o 哇。	۸			
	1中间文门 别间							
7 4	- <del>1-</del> - <del>1-</del> -11 + <del>1-</del> -11	令和4年6月						
一个化	.書提出期間	令和4年6月						
HH T1	Ф. H = Т = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1	令和4年6月				. I I I W		7 H
開札	の場所及び日時	さいたま市浦					. 向 2 F	八札至
	En Entransia Into site was ever	令和4年6月						
参	名簿登載業種等	本公告目におり						
加		事業者の指定	バ有効なもの	であり、	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で
資		あること。						
格		1 管工事業	A級					
		本公告目におり	ヽて、令和3	<ul><li>4年度</li></ul>	のさいたま	: 市競争入	.札参加資	格者名
		簿(以下「資	各者名簿」と	いう。) (	こ、上記1	に示す業	種及び等	級で登
		載された者で	あること。					
		2 土木工事						
		本公告日におり		法(昭和	2 4 年 法 往	建第100	号) 第3	条の規
		定による、上						
•	所在地区分	さいたま市内に					0,000	0
		本公告日におり				1	の正左地	が上記
		に示す要件を		1 得に豆!	以 ご 4 し/こ サ	" 明 尹 禾 川	ツか1生地	// <sup>4</sup> pL
1	   施工実績等	次の(1)及び(2		<u>たしてい</u>	z > 1,			
	肔 丄 夫 組 寺 					化合公司	比黑了声词	三米 土 1、
		(1) 本公告日						
			内において約					
			せた実績がい					
			替工事及びも	別回 し上事	・に伴っも	のを除く。	, ) その日	申請書の
		写しを提出						
		(2) 本市発注						
			検査結果及び					_
			下回っていた	-	なお、期	間の算定し	こ当たって	には、当
			通知日を基準					
	2に掲げるもの	さいたま市水流	<b>直局指定給水</b>	装置工事	事業者証の	9 写 し		
	以外に提出を要							
	する書類							
設	閲覧等の方法及	電子配布						
計	び開始期日	令和4年5月	23日(月)	から				
図	質問受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時から						
書		令和4年5月						
等	質問回答期日	令和4年6月						
/□ ∹-				T ##	라 V H	+	47 八 41	+
保証	E金及び支払方法	入札保 免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
L		証金	証金		<u> </u>			

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 3
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b></b>	整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 5						
入札方法		2 2 9 9 0 2 0 1 5						
	.刀伝  形態							
工事		単体企業						
	場所	さいたま市北区宮原町1-233-1~1-269						
	期間	契約確定の日から令和5年1月11日まで						
概要		布設工事						
		φ 150 mm DIP(GX-1E) 20 m 仕切弁 2 台						
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 166 m 仕切弁 3 台 排水弁 1 台 消火栓 1 基						
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 244m 仕切弁 3 台 排水栓 1 基						
		給水管取付替 40 件 対象戸数 148 戸						
		仮給水工事						
		$\phi$ 100 mm L=29 m $\phi$ 75 mm L=434 m						
<u> </u>		昼間工事						
	(価格(税込)	事後公表						
最低	:制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から						
		令和4年6月 3日(金)午後5時まで						
入札	書提出期間	令和4年6月6日(月)午前9時から						
		令和4年6月9日(木)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室						
		令和4年6月10日(金) 午前10時10分						
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事						
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で						
資		あること。						
格		1 管工事業 A級						
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名						
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登						
		載された者であること。						
		2 土木工事業の許可						
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規						
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
1	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
	万压地区为	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記						
		に示す要件を満たすこと。						
1	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
	旭 工 天 順 寸	(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と						
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を						
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、						
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。) その申請書の						
		写しを提出すること。						
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した						
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」						
		が 6 5 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当						
		該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
	以外に提出を要	し、 によ中小児内頂に加小衣胆上ずず木行叫ツナし						
	以外に 旋山を 安 する書類							
	閲覧等の方法及	電子配布						
設	閲覧等の方伝及 び開始期日	令和4年5月23日(月)から						
計図	質問受付期間	令和4年5月23日(月) 5円9時から						
書	貝미又口栁門	つれ4 年 5 月 2 3 日 (月) 午前 9 時 2 5 日 (月) 午前 9 時 2 5 日 (月) 午後 5 時まで						
等	質問回答期日	令和 4 年 6 月 2 日 (木)						
	貝미凹台州日							
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
		証金   証金						

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 5
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 0
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

## さいたま市水道局告示第73号

さいたま市水道局の発注する「老第3445号布設替工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月30日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止 の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいた ま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1) 才に定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
- ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
- ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

## 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) が した当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
- ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

# 別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	<ul><li>ア 老第3445号布設替工事</li><li>イ 老第3414号布設替工事</li></ul>
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

入札方法	den ()	atti am are 12	T					
参加			2 2 9 9 0 3 0 2 0					
工事名								
正事場所   さいたま市南区辻 4 - 1 5 - 1 5 - 4 - 1 8 - 3 0   履行期間   契約確定の日から令和 5 年 3 月 1 日まで 布設工事	参加	形態						
履行期間	工事名 老第3445号布設替工事							
横要	工事	場所	さいたま市南区辻4-15-15~4-18-30					
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	履行	期間	契約確定の日から令和5年3月1日まで					
中国	概要		布設工事					
中国			φ 250 mm DIP(GX-1E) 341 m 仕切弁 1 台 消火栓 2 基					
6 75 mm DIP (GX-1E)         31 m 仕切弁1台 排水弁1台 約水管取付替 46 件 対象戸数 145 戸 仮給水工事 6 150 mm L=368m 6 75 mm L=114 m 屋間工事           予定価格(税込)         事後公表 最低制限価格           参加申請受付期間         令和4年6月 6日 (月) 午前9時から 令和4年6月 13日 (月) 午前9時から 令和4年6月 13日 (末) 午後5時まで           人札書提出期間         令和4年6月 13日 (末) 午後5時まで 令和4年6月 17日 (金) 午後5時まで 令和4年6月 17日 (金) 午前9時30分           本公告日において、令和3・4年度のさいたま市就争人札参加資格者名 簿(以下「管格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載 された者であること。           がの住むないて、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注 した、日径75 mm以上、かつ、延長100 m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の土水道管布設工事を元請としての実績の場合には、出資比率が30% 以上のものに限る。)。           (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成檢查結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。           設外に提出を要する書類 財が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。           設備発見としての実績の場合には、出資比率が30% 以上のものに限る。)。           (2) 本市発注をの土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成檢查結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知書の通知目を基準とする。           設備知書の通知書の通知書の通知目を基準とする。           設備知書の第4年5月30日(月)から			φ 200 mm DIP(GX-1E) 22 m 仕切弁 1 台					
###  ###			φ 100 mm DIP(GX-1E) 51 m 仕切弁 2 台					
(総給水工事。			φ 75 mm DIP(GX-1E) 31 m 仕切弁 1 台 排水弁 1 台					
(総給水工事。			給水管取付替 46 件 対象戸数 145 戸					
昼間工事   事後公表   最低制限価格   設定する   参加申請受付期間   令和4年6月   6日 (月) 午前9時から   令和4年6月10日 (金) 午後5時まで   令和4年6月13日 (月) 午前9時から   令和4年6月16日 (木) 午後5時まで   令和4年6月17日 (全) 午前9時30分   をか4年6月17日 (全) 午前9時30分   上木工事業   S級   土木工事業   S級   土木工事業   S級   本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名   海(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。   さいたま市内に、本店を有していること。   本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。   次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。   本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること   (共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。   (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。   2に掲げるもの以外に提出を要する書類   閲覧等の方法及   電子配荷   別始期日   第4年5月30日(月)から								
昼間工事   事後公表   最低制限価格   設定する   参加申請受付期間   令和4年6月   6日 (月) 午前9時から   令和4年6月10日 (金) 午後5時まで   令和4年6月13日 (月) 午前9時から   令和4年6月16日 (木) 午後5時まで   令和4年6月17日 (全) 午前9時30分   をか4年6月17日 (全) 午前9時30分   上木工事業   S級   土木工事業   S級   土木工事業   S級   本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名   海(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。   さいたま市内に、本店を有していること。   本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。   次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。   本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること   (共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。   (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。   2に掲げるもの以外に提出を要する書類   閲覧等の方法及   電子配荷   別始期日   第4年5月30日(月)から			φ 150 mm L=368 m φ 75 mm L=114 m					
予定価格(税込)         事後公表 設定する           参加申請受付期間 令和4年6月10日(金) 午後5時まで 令和4年6月13日(月) 午前9時から 令和4年6月13日(月) 午前9時から 令和4年6月16日(木) 午後5時まで           財札の場所及び日時 会和4年6月17日(金) 午前9時30分 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名 簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示寸業種及び等級で登載 された者であること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、変格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1)本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注 した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること、と、以上のものに限る。)。 (2)本市発注の土水工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。           設上のりかに提出を要する書類 閲覧等の方法及 び開始期日         電子配布 令和4年5月30日(月)から								
最低制限価格         設定する           参加申請受付期間         合和 4年 6月 6日 (月) 午前 9時から	予定	価格 (税込)						
参加申請受付期間         令和4年6月6日(月)午前9時から 令和4年6月10日(金)午後5時まで 令和4年6月13日(月)午前9時から 令和4年6月16日(木)午後5時まで 令和4年6月17日(金)午前9時30分           参加事務所及び日時         さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和4年6月17日(金)午前9時30分           参加事務         名簿登載業種等 加資格           本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。           所在地区分         さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。           施工実績等         次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1)本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。           (2)本市発注の大大工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。           2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日         電子配布令和4年5月30日(月)から								
入札書提出期間	₩ Wh	T 明 又 [1] 对 [6]						
令和4年6月16日(木)午後5時まで   さいたま市水道局 2F入札室   さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室   令和4年6月17日(金) 午前9時30分   土木工事業 S級	7 #1	<b>主</b> 担 山 詽 問						
開札の場所及び日時 さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局 2 F 入札室 令和 4 年 6 月 1 7 日 (金) 午前 9 時 3 0 分	ノ <b>、</b> 作し	音ル山ガ則						
令和4年6月17日(金) 午前9時30分	日日 十	の担託ながり吐						
本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名	荊 作	の場所及い口時						
本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。  所在地区分  一方であること。  一方であること。  一方であること。  一方であること。  一方であること。  一方であること。  本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。  「本公告日において、で成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。  「本市発注の上木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  「本行を持ていること。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  「本行を表するもの以外に提出を要する書類  「関覧等の方法及で開始期日  「本行を表するのでは、1000円の対象に対象に対象に対象を表する。)。  「本行を表すると、対象に対象に対象を表する。)  「本行を表すると、対象に対象を表する。)  「本行を表すると、対象を表する。)  「本行を表すると、対象を表する。)  「本行を表すると、対象を表する。)  「本行を表すると、対象を表する。)  「本行を表すると、対象を表する。)  「本行を表すると、対象を表する。)  「本行を表すると、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表すると、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表すると、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する」といる、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表する、対象を表する、対象を表する。)  「本行を表する、表する、対象を表する。)  「本行を表する、表する、対象を表する。)  「本行を表する、表する、表する、表する、表する、表する、表する、表する。)  「本行を表する、表する、表する、表する、表する。)  「本行を表する、表する、表する、表する、表する、表する、表する、表する、表する、表する、		h hts 7% +1\ 144 15 hr						
# (以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。    所在地区分		名 溥 登 載 兼 種 等						
格								
所在地区分 さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及 電子配布 令和4年5月30日(月)から								
本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。	恰							
に示す要件を満たすこと。     施工実績等     次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。     (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。     (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。     2 に掲げるもの以外に提出を要する書類     環管の方法及び開始期日     電子配布令和4年5月30日(月)から		所在地区分						
施工実績等 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  2 に掲げるもの以外に提出を要する書類  閲覧等の方法及 電子配布 令和4年5月30日(月)から								
(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  2 に掲げるもの以外に提出を要する書類  閲覧等の方法及で開始期日  電子配布令和4年5月30日(月)から								
した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  2 に掲げるもの以外に提出を要する書類  設計 の関覧等の方法及び開始期日  で別が開始期日  これている。  これでは、当該通知書の通知日を基準とする。  これでは、当該通知書の通知日を基準とする。  これでは、当該通知書の通知日を基準とする。		施工実績等						
イル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  2 に掲げるもの以外に提出を要する書類  設計 関覧等の方法及び開始期日  で開始期日  の よりに対しているのでは、対象に対象を表現に対象を表現します。  電子配布令和4年5月30日(月)から								
と(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  2 に掲げるもの以外に提出を要する書類  閲覧等の方法及び開始期日  で和4年5月30日(月)から								
以上のものに限る。)。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  2 に掲げるもの以外に提出を要する書類  設計 関覧等の方法及び開始期日 電子配布令和4年5月30日(月)から			イル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があるこ					
(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  2 に掲げるもの以外に提出を要する書類  設置等の方法及び開始期日 電子配布令和4年5月30日(月)から			と(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%					
た「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。  2 に掲げるもの以外に提出を要する書類  設 閲覧等の方法及び開始期日 電子配布令和4年5月30日(月)から			以上のものに限る。)。					
」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、 当該通知書の通知日を基準とする。  2 に掲げるもの 以外に提出を要する書類  設 覧 等 の 方 法 及 で開始期日 常子配布 令和 4 年 5 月 3 0 日 (月) から			(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知し					
当該通知書の通知日を基準とする。 2 に掲げるもの 以外に提出を要 する書類			た「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計					
2 に掲げるもの 以外に提出を要 する書類     一       設 計 で開始期日     電子配布 令和4年5月30日(月)から			」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、					
以外に提出を要する書類       設 閲覧等の方法及計     電子配布 令和4年5月30日(月)から			当該通知書の通知日を基準とする。					
する書類閲覧等の方法及 計電子配布 令和4年5月30日(月)から		2に掲げるもの						
設計閲覧等の方法及 で開始期日電子配布 令和4年5月30日(月)から		以外に提出を要						
設計閲覧等の方法及 で開始期日電子配布 令和4年5月30日(月)から		する書類						
計   び開始期日   令和4年5月30日(月)から	∌几		電子配布					
PI								
図 質問受付期間 令和4年5月30日(月)午前9時から								
書   令和4年6月 6日(月)午後5時まで		231142414774114						
等 質問回答期日		質問回答期日						
保証金及び支払方法   入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有								
証金			趾金					

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 0
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

主刀 ぐム	<b></b> 東	2 2 0 0 0 2 0 2 4					
	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 4					
入札方法 一般競争入札(電子)							
参加形態       単体企業							
工事名 老第3414号布設替工事							
工事	場所	さいたま市緑区東浦和7-10-14~7-32-14					
履行	期間	契約確定の日から令和5年2月14日まで					
概要		布設工事					
		φ 150 mm DIP(GX-1E) 8m 仕切弁 1 台					
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 434m 仕切弁 4 台 消火栓 2 基					
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 30 m 仕切弁2台					
		給水管取付替 2 件 対象戸数 8 戸					
		仮給水工事					
		$\phi \ 100 \ \text{mm}  L=235 \ \text{m}$					
		$\phi$ 75 mm L=178 m					
		昼間工事					
予定	価格 (税込)	事後公表					
最低	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から					
		令和4年6月10日(金)午後5時まで					
入札	書提出期間	令和4年6月13日(月)午前9時から					
		令和4年6月16日(木)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室					
1713 12		令和4年6月17日(金) 午前9時35分					
4	名簿登載業種等	土木工事業 S級					
参 加	11年五教人压力	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名					
資		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争人札参加貨格者名   簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載					
'	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
	刀 14 地 区 刀	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記					
		本公告日において、貨格者名簿に登載された申請事業所の所任地が上記 に示す要件を満たすこと。					
	施工実績等	<u>にかり安任を個にりこと。</u> 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
	旭 丄 夫 祺 守	(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注					
		した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタ					
		イル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること。 (世界会業体の構成界) しての実績の担合には、世際快速が2.0%					
	と(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が						
		以上のものに限る。)。					
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事会は体本は用来び工事は浄証会は用途の「証金を入れ					
		た「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計					
		」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、					
	0 ) - 40 ' " ~ '	当該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの	_					
	以外に提出を要						
	する書類	조 → 편 /.					
設	閲覧等の方法及	電子配布					
計	び開始期日	令和4年5月30日(月)から					
図	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から					
書		令和4年6月 6日(月)午後5時まで					
等	質問回答期日	令和4年6月9日(木)					
保証金及び支払方法   入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   す							
IN III.	业及U入刊月日	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有 証金   証金					
L		HIT AT					

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 4
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

## さいたま市水道局告示第74号

さいたま市水道局の発注する「老第3425号布設替工事」ほか5件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月30日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

## 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止 の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいた ま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
- ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
- ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

## 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) が した当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
- ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

# 別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3425号布設替工事
	イ 老第3479号布設替工事
	ウ 老第3411号布設替工事
	エ 老第3505号布設替工事及び拡第5132号配水支管布設工事
	オ 老第3507号布設替工事
	力 老第3416号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ及びカの
	入札は無効とする。
	・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ及びカの入札
	は無効とする。
	・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ及びカの入札は無
	効とする。
	・ 対象工事工の落札候補者が行った対象工事オ及びカの入札は無効と
	する。
	・ 対象工事才の落札候補者が行った対象工事力の入札は無効とする。

<b>≢</b> 刀 &⁄-	**************************************	0 0 0 0	0 2 0 2	9					
契約整理番号		229903032							
入札方法		一般競争入札 (電子)							
	形態	単体企業							
工事		老第3425号布設替工事							
工事	場所	さいたま市中央区本町東4-11-7~4-20-6							
履行	· 期間	契約確定の日から令和5年3月3日まで							
概要	į.	布設工事							
		$\phi$ 100 mm	DIP (GX-	-1E) 173	m 仕切	弁8台	排水弁1	台 消火	全 1 基
		$\phi$ 75 mm	DIP (GX-	-1E) 387	m 仕切	弁 12 台	排水栓 4	基	
		給水管取	付替 66 個	+ 対象戸	「数 70 戸				
		仮給水工			***				
			L=559m						
		昼間工事							
子 宁	(	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	]申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から 令和4年6月10日(金)午後5時まで							
<u></u>									
入札	上書提出期間				午前9時2				
					午後5時る				
開札	の場所及び日時	さいたま	市浦和区	常盤 6 -	14 - 16	6 さいた	ま市水道	i 局 2 F	入札室
		令和4年	6月17	日(金)	午前9日	寺 4 5 分			
参	名簿登載業種等	本公告日	において	、政令等	で定めるる	さいたま市	7水道局指	定給水装	置工事
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、カ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で
資		あること		.,	•				
格			事業 A	級					
'-					• 1 年 度 <i>(</i>	ひさいたす	 : 市競争入	<b>划                                    </b>	枚老夕
							、III <u>続</u> サハ . に示す業		
					V · D 。 ) (	- 、 上記 1	. にかり未	性及い守	放く立
			者である						
			工事業の					→ \ 444 -	
							津第100		
							こいる者で	あること	٥
	所在地区分				しているこ				
		本公告日	において	、資格者	名簿に登載	載された申	請事業所	の所在地	が上記
		に示す要	件を満た	すこと。					
	施工実績等	次の(1)	及び(2)の	要件を満	たしている	ること。			
		(1) 本:	公告日にま	さいて、平	成 2 4 年	度以降に	指定給水流	装置工事事	事業者と
		して、	、本市内は	こおいて糸	水装置の	新設、改	造又は撤去	去工事の目	申請を
		し、	完了させ <i>†</i>	と実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、
		老朽	管布設替	[事及びも	]回し工事	に伴うも	のを除く。	) その目	申請書の
			を提出する			,,			
				-	いて. 本	公告日以	前3箇月1	においてii	角知した
							通知書」(		
							間の算定し		_
			知書の通知		-	. or a o ( ) y	1HJ 47 7H VC (		(15)
1	<u> </u>				まこりる。 装置工事	<b>主 娄 耂 訌 </b> π	7年1		
	· ·	00.752	川小坦川	1日 亿 和 八	衣旦上ずっ	#未1 吨 /	ナナし		
	以外に提出を要								
	する書類	最→ ☆./	•						
設	閲覧等の方法及	電子配布		п (п)	>				
計	び開始期日		5月30						
図	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から							
書		令和4年6月 6日(月)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和4年	6月9日	(木)					
42 訂	<u> </u>  金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
I IV III	业及UX出从口	証金	20190	証金	~	11.1 77.174		HP // 144	17
<u> </u>		HIT 715		htr 715	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 3 2
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 3					
入札方法		一般競争入札(電子)					
	·····································	単体企業					
工事		老第3479号布設替工事					
	· 場所	さいたま市南区別所 2-16-6~3-19-16					
	期間	契約確定の日から令和5年2月17日まで					
概要		布設工事					
孤女	•	φ 100 mm DIP(GX-1E) 428 m 仕切弁 8 台 排水栓 1 基 消火栓 1 基					
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 7 m 排水弁 1 台					
		給水管取付替 54 件 対象戸数 69 戸					
		仮給水工事					
		φ 75 mm L=489 m					
7 4	- /TT Lb / 1¼ \ 1	昼間工事					
	(	事後公表					
	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から					
		令和4年6月10日(金)午後5時まで					
人札	.書提出期間	令和4年6月13日(月)午前9時から					
		令和4年6月16日(木)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室					
		令和4年6月17日(金) 午前9時50分					
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事					
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で					
資		あること。					
格		1 管工事業 A級					
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名					
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登					
		載された者であること。					
		2 土木工事業の許可					
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規					
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記					
		に示す要件を満たすこと。					
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と					
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を					
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、					
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の					
		写しを提出すること。					
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した					
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」					
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当					
		該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し					
	以外に提出を要						
	する書類	スラッフ/					
設	閲覧等の方法及	電子配布					
計	び開始期日	令和4年5月30日(月)から					
図	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から					
書等	55 00 66 112	令和4年6月 6日(月)午後5時まで					
一一	質問回答期日	令和4年6月9日(木)					
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有					
		証金 証金					

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 3
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b>契</b> 約	]整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 5						
	, <u>走                                   </u>	一般競争入札(電子)						
	1形態	単体企業						
工事		老第3411号布設替工事						
	場所	さいたま市浦和区領家 1-14-1~元町 2-28-1						
	· 期間 ·	契約確定の日から令和5年2月2日まで						
概要	!	布設工事						
		φ 100 mm DIP (GX-1E) 448 m 仕切弁 11 台 排水弁 3 台 消火栓 1 基						
		給水管取付替 26 件 対象戸数 199 戸						
		仮給水工事						
		φ 75 mm L=400 m						
	. f== 17.	昼間工事						
	(税込)	事後公表						
	制限価格	設定する						
参加	1申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から						
		令和4年6月10日(金)午後5時まで						
入札	上書提出期間	令和4年6月13日(月)午前9時から						
		令和4年6月16日(木)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室						
		令和4年6月17日(金) 午前9時55分						
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事						
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で						
資		あること。						
格		1 管工事業 A級						
"		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名						
		簿 (以下「資格者名簿」という。) に、上記1に示す業種及び等級で登						
		載された者であること。						
		2 土木工事業の許可						
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規						
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記						
		に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と						
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を						
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、						
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の						
		写しを提出すること。						
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した						
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」						
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当						
		該通知書の通知日を基準とする。						
1	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
	以外に提出を要							
	する書類							
⇒n.	閲覧等の方法及	電子配布						
設計	び開始期日	令和4年5月30日(月)から						
図	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から						
書	貝門又门栁間	令和4年6月 6日(月)午前9時から						
等	質問回答期日	令和4年6月9日(木)						
	貝미凹谷別口							
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
L		証金 証金						

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 5
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

t									
契約整理番号		2 2 9 9 0 3 0 2 6 一般競争入札 (電子)							
	力法		入札(電	子)					
	1形態	単体企業							
工事		老第35							
工事	場所	さいたま					外1か所	Î	
履行	期間	契約確定	の目から	令和4年	12月9日	目まで			
概要		布設工事							
		1 -			m 仕切				
					m 仕切	弁2台 技	非水栓 1 基	Ė	
		給水管取付替 28 件 対象戸数 47 戸							
		仮給水工事 φ75 mm L=245 m							
		1 -	L=245 m						
		昼間工事							
	(税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	1申請受付期間	令和4年							
		令和4年							
入札	上書提出期間	令和4年							
		令和4年							
開札	の場所及び日時	さいたます						[局 2 F	入札室
	I	令和4年							
参	名簿登載業種等	本公告日							
加		事業者の		効なもの	であり、フ	かつ、下部	己の条件を	全て満た	す者で
資		あること。							
格		1 管工							
		本公告日							
		簿(以下	「資格者	名簿」と	いう。)し	こ、上記 1	に示す業	種及び等	級で登
		載された							
		2 土木							
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規 定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
		定による、	、上記2	に示す建	設業の許可	可を受けて	こいる者で	あること	0
	所在地区分	さいたま	市内に、	本店を有	しているこ	こと。			
		本公告日			名簿に登載	載された申	■ 請事業所	の所在地	が上記
		に示す要値							
	施工実績等	次の(1)及	び(2)の	要件を満	たしている	ること。			
		(1) 本公							
		して、	本市内は	こおいて糸	計水装置の	新設、改	造又は撤	去工事のほ	申請を
					4 件以上あ		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
		1			回 し工事	に伴うも	のを除く。	, ) そのほ	申請書の
			・提出する						
		(2) 本市	·		- • •				
		1			ドエ事成績				
					いこと。	なお、期	間の算定し	に当たって	ては、当
	a ) . IP . »			日を基準		+ Mr -13 = :			
	2に掲げるもの	さいたま	市水道局	指定給水	装置工事!	事業者証の	) 写し		
	以外に提出を要								
	する書類	<b>≠</b> → → ,							
設	閲覧等の方法及	電子配布	<b>.</b>	n / n \					
計	び開始期日	令和4年				, ,			
図書	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から 令和4年6月 6日(月)午後5時まで							
等	新田 II				十俊与時	ょで			
4,	質問回答期日	令和4年	6月9日	(不)					
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
L		証金		証金					
	<del></del>								

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 6
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9	0 3 0 2	7					
入札方法		一般競争入札 (電子)							
参加形態		一版							
工事				設替工事					
	· ·場所				1 4 - 8	. 1 1 5	: 1.0		
							-13		
	· 期間			令和4年	11月30	り目まで			
概要		布設工事		17) 000	/ L ( <del>a)</del>	4 = /> >	W T. IA + =	+	
					m 仕切		月火 程 I 基	支	
		1 '			'm 仕切	开工台			
				牛 対象戸	3 3 7 户				
		仮給水工							
		l '	φ 100 mm  L=219 m φ 75 mm  L= 24 m						
		l '		1					
<b>-</b>	- In 14 (4)( ) = \	昼夜間工							
	価格 (税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間				午前9時7				
					午後5時				
入札	.書提出期間				午前9時7				
					午後5時				
開札	の場所及び日時				$1 \ 4 - 1$			[局 2 F	入札室
					午前1				
参	名簿登載業種等	本公告日	において	、政令等	で定めるる	さいたま市	7水道局指	定給水装	置工事
加		事業者の	指定が有	効なもの	であり、カ	かつ、下記	己の条件を	全て満た	す者で
資		あること	0						
格		1 管工	事業 A	級					
		本公告日	において	、令和3	<ul><li>4年度の</li></ul>	のさいたま	市競争入	.札参加資	格者名
		簿(以下	「資格者	名簿」と	いう。)し	こ、上記1	に示す業	種及び等	級で登
		載された	者である	こと。					
		2 土木	工事業の	許可					
		本公告日	において	、建設業	法 (昭和:	2 4 年法律	き第100	号)第3	条の規
					設業の許ら				
1	所在地区分	さいたま	市内に、	本店を有	しているこ	こと。			
					名簿に登記		請事業所	の所在地	が上記
		に示す要	件を満た	すこと。					
	施工実績等				たしている	ること。			
		(1) 本公	公告日にま	さいて、平	成24年	度以降に	指定給水	装置工事事	事業者と
					水装置の				
		し、気	記了させ /	こ実績が5	件以上あ	ることと	し、(配)	水支管布記	设工事、
		老朽管	- · 管布設替:	L事及び5	1回し工事	に伴うも	のを除く。	) その目	計書の
			を提出する						
				-	いて、本	公告日以	前3筒月1	こおいて追	角知した
					ドエ事成績				
					いこと。				_
				田を基準		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			,,
Ì	2に掲げるもの				装置工事	事業者証σ	) 写し		
	以外に提出を要		.,.,.,.	78 / 2 / 18 / 4 /	ж <u>н</u> – ,	7/4 12 1222	•		
	する書類								
⇒n.	閲覧等の方法及	電子配布							
設計	び開始期日			日 (月)	から				
図	質問受付期間	令和4年5月30日(月)から令和4年5月30日(月)午前9時から令和4年6月 6日(月)午後5時まで							
書	2 154 × 14 794 184								
等	質問回答期日		6月9日		1 10 0 11				
					I	1 1/2 A 14		der C C	
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
		証金		証金		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 7
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 2
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

<b>契</b> 約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 8							
入札方法		一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業							
工事		老第3416号布設替工事							
	· <sub>石</sub> :場所								
		さいたま市緑区芝原1-9-1~1-12-1							
	期間	契約確定の日から令和4年12月8日まで							
概要	•	布設工事							
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 352 m 仕切弁 5 台 消火栓 1 基							
		給水管取付替 24 件 対象戸数 24 戸							
		仮給水工事							
		φ 75 mm L=307 m 昼間工事							
코라/파뉴 (オメメッ)									
	価格 (税込)	事後公表							
	:制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から							
		令和4年6月10日(金)午後5時まで							
入札	.書提出期間	令和4年6月13日(月)午前9時から							
		令和4年6月16日(木)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室							
		令和4年6月17日(金) 午前10時15分							
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事							
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で							
資		あること。							
格		1 管工事業 A級							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名							
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登							
		載された者であること。							
		2 土木工事業の許可							
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規							
-	マナルロハ	定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記							
	11	に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と							
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を							
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、							
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の							
		写しを提出すること。							
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した							
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」							
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当							
		該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
	以外に提出を要								
	する書類								
設	閲覧等の方法及	電子配布							
計	び開始期日	令和4年5月30日(月)から							
図	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から							
書	2 5 11 4 2 5 1 4 7 7 4 1 1 1 1 1 1	令和4年6月 6日(月)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和4年6月9日(木)							
保証	金及び支払方法	○ 八札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有							
		証金 証金 証金							

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 8
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

## さいたま市水道局告示第75号

さいたま市水道局の発注する「老第3506号布設替工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月30日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

## 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止 の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいた ま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
- ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
- ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

## 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) が した当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
- ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

# 別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	<ul><li>ア 老第3506号布設替工事</li><li>イ 老第3448号布設替工事</li><li>ウ 拡第5120号配水支管布設工事</li></ul>
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効と
	する。   ・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

±n 44	***							
契約整理番号		2 2 9 9 0 3 0 3 3						
	. 方法	一般競争入札(電子)						
	形態	単体企業						
工事名		老第3506号布設替工事						
	場所	さいたま市緑区中野田928-1~955-4						
履行	期間	契約確定の日から令和4年10月31日まで						
概要	•	布設工事						
		φ 100 mm DIP (GX-1E) 6 m 仕切弁 1 台						
		φ 75 mm DIP(GX-1E) 177 m 仕切弁 2 台 排水栓 1 基						
		給水管取付替 11 件 対象戸数 11 戸						
		仮給水工事						
		φ 75 mm L=191 m						
		昼間工事						
	価格 (税込)	事後公表						
	:制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から						
		令和4年6月10日(金)午後5時まで						
入札	.書提出期間	令和4年6月13日(月)午前9時から						
		令和4年6月16日(木)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室						
		令和4年6月17日(金) 午前10時25分						
参	名簿登載業種等	土木工事業 B級						
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名						
資		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載						
格		された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記						
		に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
		(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注						
		した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタ						
		イル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があるこ						
		と(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%						
		以上のものに限る。)。						
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知し						
		た「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計						
		」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、						
		当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの	_						
	以外に提出を要							
	する書類							
設計	閲覧等の方法及	電子配布						
	び開始期日	令和4年5月30日(月)から						
図	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から						
書		令和4年6月 6日(月)午後5時まで						
等	質問回答期日	令和4年6月9日(木)						
保証	 金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
NIX HIT		証金 証金						
		1 - 1   - 1   1   1   1   1   1   1   1						

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 3 3
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工
	事に該当する。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

±π «/-	, 散 TH 亚 口							
契約整理番号		2 2 9 9 0 3 0 3 0						
	. 方法	一般競争入札 (電子)						
	1形態	単体企業						
工事		老第3448号布設替工事						
工事	場所	さいたま市南区文蔵 3-37-1~3-37-4 外1か所						
履行	· 期間	契約確定の日から令和4年11月4日まで						
概要	į	布設工事						
		φ100mm DIP(GX-1E) 81m 仕切弁2台 排水栓1基						
		給水管取付替 13 件 対象戸数 60 戸						
		仮給水工事						
		φ 75 mm L=88 m						
		昼間工事						
予定	(	事後公表						
最低	制限価格	設定する						
	1申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から						
		令和4年6月10日(金)午後5時まで						
入 村	_ 書提出期間	令和4年6月13日(月)午前9時から						
/ -   -	L 1/2 E /// 1/19	令和4年6月16日(木)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局 2 F 入札室						
1213 1 2		令和4年6月17日(金) 午前10時30分						
-	名簿登載業種等	土木工事業 B級						
参	1 伊豆蚁木怪寸	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名						
加資		本公司はおいて、市相る・4年度のさいたま巾焼事八礼参加貞俗有名   簿 (以下「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載						
格格		傳(以下「貝俗有名傳」という。)に、上記にかり未僅及び等級と登載   された者であること。						
111	   所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記						
		本公百日において、賃借有名簿に登載された申請事業所の所任地が上記   に示す要件を満たすこと。						
	   施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
	肥 丄 夫 祺 守 							
		(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注     した口径75mm以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管又は、口径50mm以						
		上のステンレス管の上水道管布設工事を元請として、総延長で50m						
		以上完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。						
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した。「工事会は検索は思みび工事は練報会は思る知書」の「認会長へ割						
		た「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計						
		」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、						
	りに担ぶてする	当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの	_						
	以外に提出を要							
	する書類	最フェナ						
設	閲覧等の方法及	電子配布						
計	び開始期日	令和4年5月30日(月)から         令和4年5月30日(月)午前9時から						
図	質問受付期間							
書等	55 HH 66 HB	令和4年6月 6日(月)午後5時まで						
寸	質問回答期日	令和4年6月9日(木)						
保証	 :金及び支払方法	入札保 免除 製約保 要 前金払 有 部分払 有						
,, , , <sub>H</sub> ILL		証金						

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 3 0
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工
	事に該当する。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

契約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 3 1
入札	力法	一般競争入札 (電子)
参加形態		単体企業
工事名		拡第5120号配水支管布設工事
工事場所		さいたま市浦和区北浦和5-11-13~5-15-33
履行期間		契約確定の日から令和4年10月13日まで
概要		布設工事
190 9		φ 75 mm DIP(GX-1E) 66m 仕切弁 1 台 排水栓 1 基
		給水管取付替 15 件 対象戸数 21 戸
		昼間工事
予定	価格 (税込)	事後公表
	制限価格	設定する
	  申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から
	1 年 明 文 门 洌 间	令和4年6月10日(金)午後5時まで
入札書提出期間		令和4年6月13日(月)午前9時から
/\ rL	1百比山州间	令和4年6月13日(月) 十前9時から   令和4年6月16日(木) 午後5時まで
1月 1	の担訴及び口時	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6   さいたま市水道局 2 F 入札室
開札の場所及び日時		令和4年6月17日(金) 午前10時35分
	名簿登載業種等	土木工事業 B級
参	汨 得 兌 戦 耒 悝 守	
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名
資 格		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載
1台		された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記
		に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
		(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注
		した口径75㎜以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管又は、口径50㎜以
		上のステンレス管の上水道管布設工事を元請として、総延長で50 m
		以上完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の
		場合には、出資比率が20%以上のものに限る。)。
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知し
		た「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計
		」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、
		当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの	_
	以外に提出を要	
	する書類	
設	閲覧等の方法及	電子配布
計	び開始期日	令和4年5月30日(月)から
図書等	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から
		令和4年6月 6日(月)午後5時まで
	質問回答期日	令和4年6月9日(木)
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
		証金 証金 証金

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。(このページは1ページ目です。)

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 3 1
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工
	事に該当する。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは2ページ目です。)

## さいたま市水道局告示第76号

さいたま市水道局の発注する「老第3421号布設替工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月30日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

#### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止 の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいた ま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課(以下「 管財課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書 類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
- ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
- ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設 定)様式第4号)

#### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) が した当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
- ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

### 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第 16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして 使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。 )は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共 同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成21年さいたま市水道局設定)、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

# 別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	<ul><li>ア 老第3421号布設替工事</li><li>イ 老第3494号布設替工事</li></ul>
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

<b>契</b> 約	整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 9
		一般競争入札 (電子)
入札方法 参加形態		単体企業
		老第3421号布設替工事
工事名		
工事場所 履行期間		さいたま市浦和区岸町6-3-15~6-4-10
		契約確定の日から令和4年11月24日まで
概要		布設工事
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 159 m 仕切弁 6 台 排水弁 1 台 排水栓 1 基
		給水管取付替 14 件 対象戸数 24 戸
		仮給水工事
		φ 75 mm L=175 m
	to be the control of	昼間工事
	(税込)	事後公表
	制限価格	設定する
参加	申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から
		令和4年6月10日(金)午後5時まで
入札	.書提出期間	令和4年6月13日(月)午前9時から
		令和4年6月16日(木)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室
		令和4年6月17日(金) 午前10時45分
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で
資		あること。
格		1 管工事業 B級
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登
		載された者であること。
		2 土木工事業の許可
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規
-	マナル 巨 ハ	定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記
ļ		に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の
		写しを提出すること。
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当
		該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し
	以外に提出を要	
	する書類	
設	閲覧等の方法及	電子配布
設計図書	び開始期日	令和4年5月30日(月)から
	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から
	22.14.22.14.29.104	令和4年6月 6日(月)午後5時まで
等	質問回答期日	令和4年6月9日(木)
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有
		証金 証金 証金

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは1ページ目です。)

契約整理番号	2 2 9 9 0 3 0 2 9
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6-14-16
	さいたま市水道局給水部南部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 3
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは2ページ目です。)

<b>契</b> 約	整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 6
		一般競争入札 (電子)
入札方法 参加形態		単体企業
		老第3494号布設替工事
工事名		
工事場所 履行期間		さいたま市西区西大宮 3 - 5 2 - 1 9 ~ 宮前町 8 1 5 - 4
		契約確定の日から令和4年11月25日まで
概要	1	布設工事
		φ 100 mm DIP(GX-1E) 201 m 消火栓 1 基
		給水管取付替 15 件 対象戸数 27 戸
		仮給水工事
		φ 75 mm L=216 m
7.4	• For 1-fo (474 ) = 1	昼間工事
	(税込)	事後公表
	制限価格	設定する
参加	申請受付期間	令和4年6月 6日(月)午前9時から
		令和4年6月10日(金)午後5時まで
入札	.書提出期間	令和4年6月13日(月)午前9時から
		令和4年6月16日(木)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室
		令和4年6月17日(金) 午前10時50分
参	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事
加		事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者で
資		あること。
格		1 管工事業 B級
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名
		簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記1に示す業種及び等級で登
		載された者であること。
		2 土木工事業の許可
		本公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規
		定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。
-	 所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
	<u>                                    </u>	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記
		本公百日において、 賃借有石海に登載された中間事業別の別任地が上記 に示す要件を満たすこと。
1	** 工 安 佳 /**	
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
		(1) 本公告日において、平成24年度以降に指定給水装置工事事業者と
		して、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請を
		し、完了させた実績が5件以上あることとし、(配水支管布設工事、
		老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。)その申請書の
		写しを提出すること。
		(2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した
		「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当
		該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し
	以外に提出を要	
	する書類	
設	閲覧等の方法及	電子配布
計図	び開始期日	令和4年5月30日(月)から
	質問受付期間	令和4年5月30日(月)午前9時から
書		令和4年6月 6日(月)午後5時まで
等	質問回答期日	令和4年6月9日(木)
/□ =~		
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有
		証金 証金 証金

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは1ページ目です。)

契約整理番号	2 2 9 9 0 2 0 1 6
その他	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前
	に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札
	を延期又は中止する場合がある。
	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象
	案件である。
	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工
	事に該当する。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局給水部北部水道建設課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 1 0 1
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6
	さいたま市水道局業務部管財課
	電話 0 4 8 - 7 1 4 - 3 0 8 0

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは2ページ目です。)